

○政府委員(東條猛猪君) 保険の名称
並びに実体におきましては、前回お願
いたしましたものと、今回お願いい
たしておりますものにつきまして
は、名前におきましても、実体的内
容におきましても、違いはないのでご
ざいます。従いまして私共といしま
しては、前回殆んど同じ内容の法律案
を予想いたしまして成立いたしており
ます。補正予算でござりまするから、
今回同一内容の法律案が法律として成
立いたしますれば、前の補正予算はそ
のまま使用できると、かような解釈を
立てる次第でございます。

○波多野鼎君 政府委員の説明が不十
分です。ほんと内容が同じだと言つてみ
たり、全く同じだと言つてみたりす
るから誤解が起るので、この前の不成
立に終つた特別会計法、これを一遍調
べて見たら分るので、その辺曖昧な返
事をしては駄目だな。

○政府委員(東條猛猪君) 言葉が足り
ませんで誠に恐縮でござりますが、
件名並びに実体的な内容においては同
一であると、ただ技術的な用語の末に
おきましては違つてある点があると、
かようなのが内容でござります。

○波多野鼎君 そこでやはり米倉さん
が問題にされておつたのは、相当重大
だと思うので、これはこの前補正予算
を審議する場合に予想しておつた法案
と、技術上の点においても多少違うと
ころがあるとすれば、その補正予算に
おいて通過した予算を、そのまま使え
るかどうかということは疑問だと思う
のですね。その辺の法理的な解釈はど
うなんですか。

に、政府といたしましては、件名、実体的な内容におきまして同一の内容でござりまするので、すでに成立いたしておりますので、すでに成立いたしました。これは重大な問題になるね。そこでこの点の質問は、政府側の意見はそうだとして、我々側の意見は一応まとめてなければならんので、この点は留保して置きます。

○波多野鼎君 その点では、我々の方で一遍考へて見なければならんと思うのです。これは重大な問題になるね。一応この点の質問は、政府側の意見はそうだとして、我々側の意見は一応まとめてなければならんので、この点は留保して置きます。

○政府委員(岡部邦生君) 通産省の通商振興局長でござります。実体の内容の、この前提出いたしました法案と違ひ御説明をいたしますと……

○波多野鼎君 ちょっと條文で言つて下さい。特別会計法の何條ですか。

○政府委員(岡部邦生君) 私の申上げているのは、実体法のことですございません。特別会計法は違つております。特別会計法は違つております。

○波多野鼎君 ちょっと皆さんに配つて、條文について言つたらどうですか。

○政府委員(岡部邦生君) 只今四部しか持つておりませんので……。これは要するに、この前の法案につきましては、補償の対象となりますが輸出手形でございまして、それが今度は輸出契約に抜けましたというところでございまして、今まで信用状が來ましたときに初めて補償の対象になりますものを、輸出契約成立と共に補償の対象にしたいというところを考えたわけですがあります。

○波多野鼎君 それは何條になつていいのですか。

○政府委員(岡部邦生君) これは第三條のところに、「輸出信用保険は、輸出契約に關し」となつておりますのを、これが前におきましたは、「輸出の荷物替手形になつておつたのでございふ。それが一番大きな内容の変化でござります。その外に、同じく三條の四号と五号との間に一號ございまして、航路の変更等の事由を補償するというのがございましたのでございますが、これは普通の海上保険の操作においてやりますので、それを削りましたというが改正でございまして、外は保険の性質のテクニックに関しまして、保険の性質らしく若干の條文をいじりました。三條の第一項を、この前の補正予算という程度でございまして、内容は先程申上げました程度の違いであります。

○波多野鼎君 そうしますと、今の第三條の第一項を、この前の補正予算という審議する場合には、これは輸出手形に関する損失を補償するということであつたのを、今度は輸出契約に、ずっと補償の範囲を拡げたわけですね。拡げたから、従つて補償の金額といふものも大きくなければならぬわけですね。

○政府委員(岡部邦生君) 補償の全額は勿論大きくなります。

○波多野鼎君 大きくなることが、当然予想されますね。

○政府委員(岡部邦生君) そうであります。

○波多野鼎君 だからこの前の予算の金額とは食違つて来なければならぬ、ということになる。

○政府委員(岡部邦生君) 平たく申しますと、この前の予算におきました予算折衝において法案を作成いたしましたときには、輸出契約にいたしました

○波多野鼎君 そういうことを言いますと、余計いかんね。そんなことをい出してはまずい。まるでそれでは算において我々を欺瞞したというこ頂かなくとも十分であろうと思ふ。

○委員長(木内四郎君) ちよつと速を止めて。

〔速記中止〕

○委員長(木内四郎君) それでは速をとつて……輸出信用保険特別会法案については、尙御質疑があるようありますが、これは議事の都合上と廻しにしまして、この際通行税法一部を改正する法律案を議題として議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(木内四郎君) 御異議ないと認めます。

それでは通行税法の一部を改正す法律案を議題といたします。御質疑ありましたら……尚通行税法の一部改正する法律案を議題にすることを上げましたが、その他の国税関係法十一件についても、この際併せて御異議を願つたら如何かと思いますが、

○委員長(木内四郎君) それでは議の都合上、国税関係法案、通行税法一部を改正する法律案外十一件につ

うでござるが、申案書の御質問に就いて御質疑ある方は御質疑を願いたいと思います。

○木村禧八郎君 私この国税関係について余り質問いたしませんでしたので、すでに皆さん方が御質問されて重複する部分もあるかも知れませんが、そういうときには委員長が注意されますれば、速記を見て消しますから、成るべく重複しないようにしてお尋ねしたいと思います。

先ずお伺いいたしたいのは、御承知の通りシャウプ税制勧告が非常に総合的な中央、地方を通ずる税体系を作つたわけありますけれども、従つて地方の方の税がどうなるか、それから又交付金との関係も出来ると思いますが、その交付金の関係如何によつて、それとの釣合において又地方の税も考えなければならんわけです。本来なら大蔵委員会でもこの税法を検討する場合に、平衡交付金法がまだ出ていないというのでは本当は建前としてはおかしいと思うのです。そういうものが全体として出て来て、そうして完全な総合的な税体系というものが分つて来るわけなんですが、この点これは主税局长にお尋ねしても無理なんですが、昨日も本多国務相に催促して置いたのですが、まだやはり平衡交付金法というものは出ないので、まだ提出されおりませんか。

○政府委員(平田敬一郎君) 実質的な問題はもうすでに木村委員が御承知通りで動くことはないと思します。要綱或いは政府の説明が変るようなことはないと思つてるのでござりますが、ただ財政委員会の構成につきまして若干問題が残つておりますので、その点が残つておりますの關係上、最終的

にまだ提案に至らないという次第でございます。実体的な点につきましては、前々から説明しております通りに動かないと私の方でも考えておりますので、そのつもりで御批判願つてもいいのではないかと、かように考えておられます。

○木村禎八郎君 その点出たか出ないかということをお伺いしているわけなのです。まだ提出されていないのですから。分らなかつたらあとでもいいのです。一つお確かめ願いたいと思うのですが、これは予算審議の方でもその問題でやはり採めておりますから、然るべく……。

なるか或いは増税になるかということ
が非常に議論の焦点になつてゐるわけ
なのです。いや増税になるといふ人も
ある、いや減税になるとといふ人もある、
計算のしようによつていろいろあると
思ふのです。で大蔵委員会の公聴会で
全銀連の前の委員長ですか、大倉氏が、
公述したのですが、東京都の例をとり
ますと、五万円以上の收入者について
は、地方税を入れますとむしろ税が殖
えてしまふ、増税になつてしまふ。こ
ういうふうな計算をされて、これを公
述されておるのであります。それからそうい
う計算は無論主税局の方でもされてお
ると思うのですが、中央、地方の税を通
じて増税になる人はどういう所得階
級の人か、この点御計算があつたらお
示し願いたいと思います。

を差上げております。この表は未定稿
といたしておりますが、作りました際
には地方税の率が決まつておりません
でしたので未定稿として差上げておる
のですが、大体地方税法案もこの通り
に決まりまして提案になりましたの
で、この表をよく御覧願ひますれば、

大体のことはお分かりになるかと思いま
す。平均しまして見ますと、私共の計算では大体下がるの方が多いと思う
のです。例外としまして独身者の場合は、これは若干大きな家に住んでいる
といったような人の場合は、上がる人
があるかもしれません。それから所得
が割合に少くて、大きい家に住んでお
る人、こういう人も或いは上がること
があるかもしれません。平均して見
ますと、この表の示すごとく、給與所
得者、農業者或いは営業者の場合にお
きましても下るようです。扶養家族が
多ければ多い程下る率も多い。扶養家
族が少なければ下る率も少くて、例外と
しては、或いは上のものもあるかも知れ
ません。地方税も、地方によつて現在
の負担が大分違つておりますので、都
民税の賦課の方法等も、東京都或いは
その他の地方とはいろいろ方法が違つ
ておりますから、地方によつて若干
区々であるということもあるかと思いま
ます。お手許に差上げました表は、大
体地方税につきましての全国平均の、
二十四年度の負担額を基にしまして、
それにこの改正案を適用した場合の比
較であります。いずれも地方税はやは
りこの表に示しております通り、二倍
乃至三倍、大体三倍前後上るといふ
うに計算いたしました。尚且つ扶養家
族の多い人は相當下る。独身者の方は
それ／＼か・ちよ／＼と下る、従いまし

て平均的な事情でございませんで、さつき言いましたように、若干異例に亘る人の場合には上る人が出て来るかも知れませんが、反対にこの表よりより以上に下る人があるかも知れませんと、いうふうな考え方でございます。

いるのですが、平均なんですね。だから全国平均ですと、例えば地方税については五十万の都市、それからもつと小さい都市、それによって八百円、四百円ですか、四百、六百、八百もあるのです。ですから東京都の一番最高のところを捉えて計算をしてみると、それはむしろ上つてしまふと思うのです。そういうような計算をして、最高のところをとつてみて、そうしてどうなるか、こううふうな御計算はありますか。

○政府委員(平田敬一郎君) 今度の税制改正は、御承知の通り、全体として或る程度の減税を図りますと同時に、負担の公平を図ろうというわけであります。従つて從来地方税等の負担が比較的高かつた所は減税が多くなる。反対に地方税の負担が低かつた所は減税が少くなる。場合によりまつたら増税になる所があるかも知れません。そういうわけで、ここのこところは、ケースは千差万別でありますて、私共全体の姿を眺めます場合におきましては、平均的なものによりまして御判断を願いまして、その表をよく御覽願いまして、例外的な場合はどうなるかといふ御推察を願いますより外なしかと思いますので、そのような見方が一番正しいのでないかと、かように考えておるのをございます。

負担という考えは、この場合は意味がないと思うのです。そういう平均的な見方はただ財政のバランスを見たりするときはいいのです。七百億の減税が、中央で減税して、地方で四百億増税をすると、結局三百億減税になるんだと、こういうことは意味がないと思う

所得階層別に見て、どういう階級がどれだけ減税になるか、どういう所得階層がどれだけ増税になるか、その階層を考慮するときは、いかが、税を考えると、所得階層別に見て、どういう階級がどうなるか、どういう所得階層がどれだけ増税になるか、それを非常に例外的なことを主税局長は言われておりますが、東京都の例をとつて御計算になれば、確かに増税になると思います。そういうのは隠しておるわけではないと思いませんけれども、そういう例をお出しになれば、何でも減税になる減税になると一般的の国民は、普通の国民は、税金が全体として政府の宣伝によれば軽くなると思つてゐるのです。皆が誰が誰が減税になるとすれば、そこで段々分析しても軽くなると、そういう意味で理解していると思うのです。国民は三百億減税になるとすれば、そこで租税の転嫁を考えなくてはならないところに減税になるなういうところをとつて見て、一つサンプルをお示し願いたいと思います。どうのくらい増税になるか。

同様に夫婦と子供一人、それから夫婦と子供二人というふうに、若干バラテ
ティは違えました計算をしておりま
す。この表でも御覽になれば分ります
ように、例えば十五万円で奥さんと子
供二人の場合でありますと、現在が地
方税と掛け一五〇〇の負担が、改修後

においては一%になります。独身者の方の負担が六万円の場合でございますと、現在が一二・三%の負担が、改正後におきましては一二・〇九%とほんの僅かの差が付いております。従つてこの辺のところは、大きな家にでも住んでおりますと、固定資産税のはね上がりが影響して、負担が殖えて来るだらうと、反対に。この平均的なところよりも小さい家に住んでいる人の場合は左程殖えない、或いはもつと減るというわけでありまして、その辺のところは御曉明な木村委員、これだけの表を作つて差上げて置けば御判断が付くのではないかと思います。併し私もあらゆる人下るとは決して申しておりません。負担の公平を圖るのでありますから、家族の多い人程、その負担はより以上下るが、独身者の負担は、場合によつて、直接税は下らんかも知れませんが、併し入場税等が下りますから、ですから消費税等を加えると下るかも知れません。併し今までは合算していくから、今度は合算をやめたから、同じ独身者であつても、今まで叔父さんとの所得と合算している場合に、合算を除いて下つたという、そういういろいろな関係があるわけであります、それが税制全体の改正案を構成しているわけでございますから、その辺のところは、すべての角度から具体的にお考えになりまして御判断になつた

らどうだらうかと思ひます。私は家族の少い人で所得が比較的少くて、大きな家に住んでいる人は、はつきり申上げ置きますが、今より負担が増えるだらうと思います。併しその方が全体として今よりもより負担の公平を図るわけですが、そういうことをお尋ねを出しているのであります。

○木村禪八郎君 それはよく分りますたわけですが、そういうことをお尋ねしているのではなくて、別に詳しいことをお尋ねするのではなくて、東京都なら東京都の例ですね、住民税が最高になる所の例を一つとつて、そうして一つサンプルにして見て頂けませんか。それは今直ぐでなくともいいが、後程でもお願ひします。

それから次にお尋ねしたいんですけど、今度の税制改革で附加価値税ですね、あれは取引高税か営業税か、どういう性格なんですか。

○政府委員(平田敬一郎君) この問題はもうたび／＼大臣からも話をし、私からも本委員会においても説明しましたが、この税の性質は、率直に申しまして、はつきりしないところがあると、営業税的に見る見方と、むしろ取引高税的、流通税的に見る見方と両方あると思うのであります。いずれにいたしましても、地方の応益課税といたしましては、純粹の収益を課税標準にするよりも、この附加価値を標準とする税を徴収することによって、或程度の財源を府県に與えることが、全体の税制の構成上妥当であるといふところから附加価値税を提案しているのであります。税の性質は、これは從つて私共政府の方で解釈を下すよりも、むしろ学界等における批判とか、或いは研

究に残して置いた方がいいんではないかと考えております。

○木村禪八郎君 物価の方に前転といふのですか、前に転嫁する。ところが

転嫁を予想しているのであつて、純粹な営業税的なものと考へることは無理だらうと考へております。併しその方には全体として今までより負担の公平を図る

ゆえんだと考へて、税制の改正案を提出しているのであります。

○木村禪八郎君 それはよく分りますたわけですが、そういうことをお尋ねしているのではなくて、別に詳しいことをお尋ねするのではなくて、東京都

なる所の例を一つとつて、そうして一つサンプルにして見て頂けませんか。それは今直ぐでなくともいいが、後程でもお願ひします。

それから次にお尋ねしたいんですけど、今度の税制改革で附加価値税ですね、あれは取引高税か営業税か、どういう性格なんですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 御承知の通り取引高税が廃止しないとすれば約四百億ぐらいある。それから今の事業税が、そのまま置けば、そのまま四百五十億あるいは五百億ぐらいになるわけであります。それを両方合せると、九百億ぐらいになると、それに代るもの

だと考えますと、九百億ぐらいのものが四百二十億ぐらいの附加価値税になるわけでありますからして、いざれにしてもその見地に関する限りにおいては、全体として負担が下がる、附加価値税につきましても、この前申上げましたように、中小の商業、小売商の場合は現在の事業税に比べまして著しく下がるというのでございます。反対に大工業の場合は、これは相當に上がるよう思います。殊に純益の少い大工業は、これは比較的上がる、平均の利潤を上げておるような工業の場合でございましたら若干負担されるところぐらいのものじやないか、かように考へておると思うのであります。いずれにいたしましても、地方の応益課税といたしましては、純粹の収益を課税標準に

するよりも、この附加価値を標準とする税を徴収することによって、或程度の財源を府県に與えることが、全体の税制の構成上妥当であるといふところから附加価値税を提案しているのであります。税の性質は、これは從つて私共政府の方で解釈を下すよりも、むしろ学界等における批判とか、或いは研

究の転嫁は法律で決めるわけでございませんから、やはり經濟情勢の動きに応じまして企業がどのくらいにやつて行くかということになるかと思うのです。

○木村禪八郎君 私はその点、今度の附加価値税は、そのかけ方から見て、ござります。特に賃金の方に余計に行

料ですか、賃金に附加価値が入つて来るわけであります。そうするとそれが賃金の方に影響して来るということを予想しているわけですね。そうすると転嫁が誰に転嫁されますか。

○木村禪八郎君 そうしますと、前の億増税になるといつて、いわゆる附加価値税において増税になる場合、それを予想していると、地方税全体で四百

億増税になるといつて、いわゆる附加価値税において増税になる場合、それが、そういう後転と言つていいのか、賃金の方に税が転嫁されるという、こ

ういう虞はないですか。後転についてです

○政府委員(平田敬一郎君) これは私はその時の經濟情勢に影響されると思う

○政府委員(平田敬一郎君) これが賃金の方に転嫁する名目が割合に前の事業税よりもやり易いなども気

がいたしますので、その点は私は相当の影響が労働者に対して悪いと思つておりますが、これを見解の違いにな

ると思ひますから、この点は申上げません。

○政府委員(平田敬一郎君) 公共事業費に附加価値税が直接影響するという

○木村禪八郎君 こういうわけなんですか。私はもうお尋ねしたか知れませんが、もう少し……

○政府委員(平田敬一郎君) これは公共事業費に附加価値税が直接影響するといふのはどういう面ですか、もう少し……

○木村禪八郎君 これは調べて見て頂

きたい。というのは公共事業費九百九

十億計上して、これは有効需要を非常

に刺戟して、これが復興予算である。

こういうふうに言われて、これが非常

に今の政府の重要な政策の一つになつ

て行けるかどうか、その辺のこところで

生産をやるというところであります

○政府委員(平田敬一郎君) これが生産をやるといふ場合も、その商品の買主に転嫁される場合

が考えられる、それが売行きが悪くて

転嫁されない場合は生産の縮小をする

場合もあります。仕入の原料の値段を

低く買ってやる場合もある。全体として企業の合理化を図りまして、附加価

値税につきましては、この前申上げま

したように、中小の商業、小売商の場

合は現在の事業税に比べまして著しく

下がるというのでございます。反対に

大工業の場合は、これは相當に上がる

よう思います。殊に純益の少い大工

業は、これは比較的上がる、平均の利

潤を上げておるような工業の場合でございましたら若干負担されるところぐらい

のものじやないか、かように考へてお

ると思うのであります。私は必ずしも物価等に及ぼす影響

はりいろいろ／＼な場合があり得ると思

うのであります。

○木村禪八郎君 併し前の取引高税と

この附加価値税の方は賃銀の引下げに影響する度合といふものはまあ多いの

じやないのですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 賃金の方

に行く度合が多いとばかりは私は言ひ

にくいのじやないかと思ひます。やは

りその辺は木村さんも御承知の通り、

す。これはどの程度計算にお入れになつておるか伺います。

○政府委員(平田敬一郎君) 今まで

転嫁を予想しているのであつて、純粹な営業税的なものと考へることは無理だらうと考へております。併しその方には全体として今までより負担の公平を図る

ゆえんだと考へて、税制の改正案を提出しているのであります。

○木村禪八郎君 それは確かに負担がどうなるかといふ比較でございますが、具体的に言つうと、土建業だけの場合について特別に計算をいたしておりませんが、或いは若干殖え氣味かも知れませんが、私はそれ程大きな影響はないと思います。若干は植えるかも知れません。

○木村禪八郎君 私はその点、今度の附加価値税は、そのかけ方から見て、ござります。特に賃金の方に余計に行

○木村禎八郎君 全体じやなくて、今度附加価値税によつて特に土建業者の方は影響が大きいでしようと思うわけですね。或いは重工業方面ですね。炭鉱とか……。そこで事業税より税率は下りますけれども、その附加価値の計算によつて相当大きくなるのぢやないか、外は平均は同じになるかも知れませんよ。併し特にそういう能業者が多いところですね。

○政府委員(平田敬一郎君) それから

ノ間」というのは、どの程度を定める
おつもりですか。

○政府委員(平田敬一郎君) この規定は、運賃を税込で定めます場合の、関連する意味におきましてこのような規定を設けております。当分のうちと申しますのは、普通あります通り、何年といふことは予定されませんが、一種の恒久的なものでないという意味で、つまり使っておるのであります。

○油井賢太郎君 そうしますと、これ

惠まれ過ぎやしないかという点が第一点であります。当然これは料金は倍であつて、その他に通行税を負担するといふような制度が好ましいと私は思うのであります。それから反対の第二占は、船でありますが、船の二等といふものは大体汽車の三等と匹敵する待遇を受けておるというは、これは常識であります。その二等もやはり普通の汽車、電車のような工合に通行税をとるということは、これは当を得ていなか

○委員長(木内四郎君) 御異議ないと言えます。では御署名願います。

多數意見者署名

玉屋 嘉章	西川甚五郎
平沼彌太郎	大隅 憲二
九鬼紋十郎	小宮山常吉
高橋龍太郎	藤井 丙午

必要に応じて酒を買うことができる。この制度にすべきであると思います。こういう点につきまして、今回の税制改正一般の改革案に根本から矛盾しております。酒税の値上がりをもとろの税法改正には反対をいたすものであります。

○木村禧八郎君 私もこの法案に反対いたします。

それは税制全般から見ましてやはり所得税中心の方に変わったとは言え、十一省から配付された資料を見まして

公共事業費は、大分府県等でやる直轄事業としてやる場合もございますが、そういう部面につきましては、比較的影響が少いということになると思います。いずれにいたしましても、全体として考えましても、私は木村さんの御心配のごとく、公共事業費を殖やしたのは本当に殖えたことになるかならないかという問題に影響する程の問題じやなかろうかと考えます。

○木村禪八郎君 そうですか。

○委員長(木内四郎君) ちょっとと木村委員にお詰りいたしますが、本委員会の議事の都合、或いは本会議の方の運営的事情等もありまして、この際お差支なければ通行税法の一部を改正する法律案を議題にして審議を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

○木村禪八郎君 それならよろしくござります。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 木内四郎君 それではそういうことにいたします。御質疑ありますたら、御質疑願いたいと思います。

○油井賢太郎君 附則の方で、当分の間国有鉄道運賃法の第三條、第六條に規定する運賃とか、外の料金に百分の二十の割合を乗じて計算したものと調整したものと書いてありますが、「当分

は若し将来修正なり、訂正なさるという場合にははどういう含みをこれに持つて考えられるのでありますか。

○政府委員(平田敬一郎君) 運賃法との事情が變つて来まして修正するようになります場合には、比較的早くこの方は修正するかも知れません、という含みはあるかも知れませんが、何年間でどうあるといふようなはつきりした考え方はつてないものであります。

○委員長(木内四郎君) 外に御質疑なれば質疑は終了したものと見て直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(木内四郎君) 御異議ないもとのと認めます。それでは通行税法の一部を改正する法律案を議題として討論に入ります。贊否を明らかにして御意見をお述べ願いたいと思います。

○油井賢太郎君 私はこの法案に反対をするものであります。

その理由は、大体今度の通行税法を変更いたしまして、今まで三等の料金の三倍の二等料金が、一躍倍に引下げられた。而もその倍の料金引下の中には税金まで込めてあるという点は、現在の日本の情勢から見て余りに階級的に

い、やはりこれに対しましては免稅するものが至当ではないかと、かように考えるものであります。よつてこの二占の修正をいたしたいのであります。遺憾ながらこれは修正するわけには参りませんので、この税法に反対をいたすものであります。

○委員長(木内四郎君) 他に御発言なくなければ、討論は終局したものと認めます。差支ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(木内四郎君) 御異議ないふと認めます。それでは通行税法の一部を改正する法律案の採決をいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(木内四郎君) 通行税法の一部を改正する法律案に賛成の方の御手を願います。

〔挙手者多数〕

○委員長(木内四郎君) 多数と認めます。よつて可決せられました。委員長の提出する報告書並びに本会議における口頭報告については、御異議がなけれど恒例によつて取計らいたいと思いま

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(木内四郎君) 御異議ないゝとのと認めます。質疑のある方は御質疑を願いたいと思います。

すでに酒税法の一部を改正する法律案につきましては、当委員会において慎重御審議に相成りましたものであります。質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(木内四郎君) それでは直ちに討論に入りたいと思います。賛否を明らかにして御意見をお述べ願いたい、と思ひます。

○油井賢太郎君 この配税法の一部を改正する法律案に私は反対をいたすものであります。

ただ同じ嗜好品でありながら、一吉において煙草の値下を図つて置きながら、一方においてやはり国民大衆の嗜好品である酒類に対して相当の大増税をもくろんでおるという、この占が反対の理由であります。やはり現在までも酒税が高過ぎて相当脱税が行なわれ密造が行なわれるということを防ぐためには、或る程度税率を引下げて密造などをしなくとも十分国民大衆が

も、イギリス、アメリカあたりに比較して所得税の比率が非常にまだ少い。私はやはりもつと所得税を中心徹底すべきであり、所得税についてはこれまでたび／＼質疑いたしたのですけれども、所得の捕捉というものは非常に不十分であり、特に今度の税制改革においては、二十三年度のインフレ期における所得を基礎にして税制改革を行つたのであつて、我々はそれに対して非常に不満がある。外のものから相当がとれるのに拘わらず、こういう大衆の嗜好品の方から相当の額を取り、而も日本の税制度で煙草とか酒が租税に入の中で非常に大きな比率を占めるのは変態的であると思うのです。こういう意味で私はこの法案に反対であります。

第六部 大藏委員會議錄第三十四号 昭和二十五年三月三十一日

「拳手者多數

○委員長(木内四郎君) 多数と認めます。よつて酒税法の一部を改正する法律案は可決せられました。尙委員長の提出する報告書及び本会議における口頭報告については、恒例によつて処置することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(木内四郎君) 御異議ないものと認めます。では御署名を願います。

「黒義女」二二平之輔の力

多數意見者署名

九月
西川甚五郎
小宮山常吉
藤井丙午

○委員長(木内四郎君) 次は所得税法の一部を改正する法律案を議題として審議を進めることに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(木内四郎君) 本案について
は、当委員会は数回に亘りまして質疑
をいたし慎重審議して参つたのであり
まするが、更に質疑のある方は御質疑
を貰、二、三思、よ。

○油井賢太郎君　主税局長に伺いたい
お願いしたいと思ひます
のですが、所得税法と富裕税の関係で
すが、いつかあなたの発表だと思いま
したが、百万円まで最高の率を決めた
最初の案に對して、所得が百万円まで
で五五%取り、それ以上の所得のある
人はどうせ富裕税でも補足的に取られ
るのだから、結局は最高の五五%が、
やはり八〇%とか八五%まで行くのだ
というような御意見を発表になつてお
つたようですが、その点の関連性をも
う一度はつきりと御説明願いたいと思

一〇四

○政府委員(平田敬一郎君) 所得税の最高税率につきましては、私共シャウテンが発表されましたとき三十五万円以上で五五%というのは今のが最高税率の適用を受ける所得階級としてどうであるか。これは日本の所得の課税、所得の構成状況が最近非常にフラットになつておりますが、それにいたしてひど過ぎる。これは或る程度、五五%はいいにしてももう少し高い方がいいのじやないか、こういう考え方を持つことがありますのでござります。そういう際に百万円というのも有力な一案であったでございますが、その意味合において申上げておるのでありますと、富裕税と直接関連せしめまして考へるということまではいたしていなかったのであります。富裕税につきましては、むしろ最高税率の問題としましては、富裕税五千万円を超えますと百の三分の三でございますが、この百分の三分の富裕税の税率は、概算額に対しまして所得税の一割もある場合におきましては所得に對しましては三〇%の課税になるわけです。従いまして相当な額財産所得者でござりますと、所得の五五%と富裕税の所得に換算した場合の負担の三〇%を入れると八五%程度になる。従つて相当大きな高額の財産所得者の場合におきましては、今度はこの税制としましてはやはり相当異なった税制が適用になるよう考慮しておるという点はたび々申上げたとおりです。この税制としましてはやはり相当異なった税制が適用になるように考慮しておると思います。主としてそういう点が思ひます。主としてそういう点が思ひます。直接百万円以上の税制は、一部で言われておりますように、税は累退税率といつたようなことは勿論ない。資産所得に對しましてはこの税制としましてはやはり相当異なった税制が適用になるように考慮しておると思います。主としてそういう点が思ひます。

と富裕税との関係につきましては、それ程立入つた御説明なり考え方方は現ろ検討いたしました結果、結局三十万円を五十万円程度のところで案をまとめてここまでここに提案いたしたような次踏みました点につきましては、いろいろ検討いたしました結果、結局三十万円を五十万円程度のところで案をまとめてここに提案いたしたような次第でござります。

○油井賢太郎君 只今の御説明にもあるように、まあ結局相当の資産家が八五%までやはり税金がかかるというふうに常識上考えられるのですが、その場合において地方税においてやはり例えば住民税が五八名見当といふふなことになると、結局まあ資産による所得よりも税金の方が超過するというような現象が出るのですが、そういうことはあり得ることですか。

○政府委員(平田敬一郎君) この富裕税は若干今お話のような場合が出て来るのでございます。例えば自家用住宅なんかの場合におきましては、所得がないのに対しまして富裕税を納めるなど、こういう要素を税制の上に若干加えた方が所得税のシステムとしてはいいというの財産税を主張する見解の一つでありますて、さような意味におきましては補完税的意味で若干そういうような傾向になりましても、それよりも全体として公平な直接課税を行いうというのが意味があるだろうと、今こういう意味合で富裕税を提案いたしておりますような次第でございます。確かに富裕税と所得税を加えますと、実際問題と題しましては無収益財産、或いはそれ以上平均よりも利廻りが低い場合に富裕税と所得税を加えますと、実際は御指摘のようなことがあると思いまが、併し財産を以ちまして行く場合

におきましては、やはりそういう税をいかでシステムをとつた方がいいのではないかと考えております。従いまして富裕税の性質につきましてはそこにおのずから限界があるのです。これは余り高くなると補完税たる性質をなくして来るのですから、今度の富裕税の税率の名目財産になるであろうとかようございます。

○油井賢太郎君 もう一遍富裕税の關係を伺いますが、確かに大蔵大臣と申しましたが、百万円までの所得者とそれから五十万円以上の富裕税とを睨み合せて一度バランスがとれるという説明を受けたと思ったんですが、これが五十五万円で取られたために、非常にそこに一般国民大衆に及ぼすいわゆる課税の何といいますか、重圧というものが加えられると、こういうふうに思われるのですが、局長といたしましては前の方百円という案と、今度実際にお出しになつた五十万円とのこの案をお比較になつて、どちらが一体今の日本の国民にとって適当であると思われるのですか、この点ははつきりと一つお答えを願いたいと思います。

○政府委員 平田敬一郎君 所得税の税率につきましてはたび々申上げた通りでございます。

○木村禪八郎君 只今の油井委員の御質問に関連しますが、今所得税法の改正も私に相当改善であると思ひますけれども、更に一層改善を図る余地があるだらうということは、前にも申上げた通りでございます。

正か審議になつておらますか。何時行
だけを、所得だけを切離して御質問
しても意味のない点もあり、勢い外のも
のと関連した点に亘ると思うのです
が、この税制は恒久的税制というよう
にシャウプ勧告案に言われているので
すが、最初大藏当局あたりで受取った
感じと、それからその受取つた以後に
おいて研究されて提案されたのです
が、この提案された法案は相当恒久的
な税制とお考えになつておるのです
か。

○政府委員(平田敬一郎君) 私は税制
のコンストラクションと申しますが、
大体の構成、特に国税、地方税直接受
間接税、そういうもののシステム、制
度、これは相当恒久的なものとして私
共考えております。又シャウプ勧告案
もそのようになつております。但しこ
の前にも申上げたのであります、税
率とか控除とか、こういう問題はある
意味におきましてはそう変え得ない一
定の限界がござりますが、或る範囲内
におきましてはやはりそのときの財政
事情なり、或いは国民経済の情勢に応
じまして妥当な調整を加うべきだ、こ
ういう点につきましては、私は必ずし
も恒久的ということを申上げる必要
はないものと思つております。その辺
のところにつきましては、やはりその
ときの事情によりまして妥当なものと
決めて行く、財政状態とか国民経済、國
民生活の状況を照合せて決めて行くと
いうことになると思います。ただ所得
税でも例えば合算制度、控除の制度を
変えましたり、変動所得につき平均課
稅を行つたり、或いは取引高稅をやめ
るとか、織物消費稅をやめましたり、又
地方稅につきましては、県に附加価値

税を設けるとか、市町村の固定資産税、とか市町村民税を財源とする、こういふ税のコンストラッシュと申しますか、システムは相当長期に続くものとして我々考えておりますといふうに御了解願つたらどうかと考えております。

○委員長(木内四郎君) お詫びいたしましたが、午後に継続して如何でしようか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(木内四郎君) 所得税法の一部を改正する法律案に対する質疑は午後に継続することにいたしまして、午後一時半まで休憩いたしたいと思ひます。

午後零時三十八分休憩

午後二時二十三分開会

○委員長(木内四郎君) それでは只今所持税法の一部を改正する法律案に対する質疑を継続いたします。

○木村禪八郎君 先程公共事業費についての御調査をちよとお願いしたのですが、先程の主税局長のお答えですと、附加価値税と事業税及び取引高税との合計の比較をされましたが、御承知のように取引高税は完全に転嫁するところを除いて事業税との比較ですな、そうするどどのくらいになりますか。

○政府委員(平田敬一郎君) 今のお話のようになりますと、その分が正しくて、事業の分量に食込むわけになります。そういう税がなくなつた点は、従いましてそういう見地から考へる場合にましても、そういう場合は、それでよしまであります。私は取引高税はお客様に転嫁してしまうのですから、それは事業量に……まあその点は、それでよしまで株式の流動を余りにも阻害し過ぎります。そういう機関ができまして、十分に機能を活用するときでございませんと、どうも最近の事態では、まだよく審議した上で決定したらどうかという意味で、見送ることにいたしておるのでございます。ただ無記名預金の件だけは、これは別に法制的措置が必要といたしませんので、実際問題といたしまして、そのようなことをやらないということでおまく行くものと考えておるのであります。

○木村禪八郎君 費用が掛かるのかどうか、やはり取引高税と事業税との比較がかかるために公共事業費の費用が、附加価値税がかかるためには、事業費の費用が余計掛かつて、そのため何という事業の分量が減るんじやないか、こういう点についてでござりますと、やはり取引高税と事業税と両業費を計上しておりますけれども、今度の附加価値税を考えれば、予算に計上されておるような事業の分量は達成できない。従つて若し今計画されておるような事業をやるとすれば、もつと公事業費を殖やすければならんことになるだらう、こういう意味なんですが、その場合に先程主計局長のお話では、取引高税と事業税を加えた額と附加価値税の額とを比較すれば、その方が多い。ですから附加価値税はそのよう兩方にプラスしたよりも多いのじやないから、そんな影響を與えないとお話しをありました。取引高税の場合は安全転嫁ですから、比較する場合には附加価値税と事業税との比較をしてしなければならんと思うので、そうしますとその差はどのくらいになりますか。

○木村禪八郎君 そこが少し見解が違います。私は取引高税はお客様に転嫁してしまうのですから、それは事業の分量に……まあその点は、それでよしまでその点は、それでよしまで株式の流動を余りにも阻害し過ぎませんと、どうも最近の事態では、まだよく審議した上で決定したらどうかという意味で、見送ることにいたしておるのでございます。ただ無記名預金の件だけは、これは別に法制的措置が必要といたしませんので、実際問題といたしまして、そのようなことをやらないということでおまく行くものと考えておるのであります。

○木村禪八郎君 それは今度提案されましたが、国税犯則取締法、あれは非常に強化するわけでして、特にこの場合に問題だと思いますが、ああいう形

○政府委員(平田敬一郎君) 國稅犯則法につきましては、先般もより御説明したのであります。が、今までの政府に対しまして或る程度の制限を加えるという改正の点が実は多いのでございまして、お話を点は第三條の二「收稅官吏臨檢、搜索又ハ差押ヲ為スニ當リ必要アルトキハ錠ヲ外シ」云々という條文かと思います。これは從来の解釈では、第二條の搜索の範囲に当然入るべきものと実は解釈いたして参つておつたのであります。が、新らしい刑事訴訟法その他におきまして、成るべくこのようなことは具体的に法律に明らかにした方がいいとい

方入れたところで見なければいけないのじやないかと思います。どういう見地からのお尋ねでござりますか、もう一遍伺いましてからお答えいたしまして、私は費用を計上しておられますけれども、今度の附加価値税を考えれば、予算に計上されておるような事業の分量は達成できない。従つて若し今計画されておるような事業をやるとすれば、もつと公事業費を殖やすければならんこととなるだらう、こういう意味なんですが、その場合に先程主計局長のお話では、取引高税と事業税を加えた額と附加価値税の額とを比較すれば、その方が多い。ですから附加価値税はそのよう兩者を合せたところで比較すべきじやないか。ただ先程私が申上げましたのは、全体としては半分になると、いうことを申上げたので、土建業の場合とかいろいろの場合に若干のニュアンスはあるだらう、その差はあるだらう。その差は或る程度土建業者の場合は従来の取引高税と事業税を加えたものよりも高くなることがあるかも知れない。

○木村禪八郎君 併し両者を考へますと、今のお話のよう、公共事業費の分量が相対的に、そういう見地から相当マイナスして考へるべきであるという程度のものでなかろうかということを申上げたわけであります。

○木村禪八郎君 そこが少し見解が違います。私は取引高税はお客様に転嫁してしまうのですから、それは事業の分量に……まあその点は、それでよしまでその点は、それでよしまで株式の流動を余りにも阻害し過ぎませんと、どうも最近の事態では、まだよく審議した上で決定したらどうかという意味で、見送ることにいたしておるのでございます。ただ無記名預金の件だけは、これは別に法制的措置が必要といたしませんので、実際問題といたしまして、そのようなことをやらないということでおまく行くものと考えておるのであります。

○木村禪八郎君 それは今度提案されました。その他の他にもかつておるわけあります。従つてその費用は政府が、結局公共事業費として政府が出す場合におきましては、その費用の中に転嫁されて来ることになります。従つてそういう見地から考へますと、私は尙更業費を計上しておられますけれども、今度の附加価値税を考えれば、予算に計上されておるような事業の分量は達成できない。従つて若し今計画されておるような事業をやるとすれば、もつと公事業費を殖やすければならんこととなるだらう、こういう意味なんですが、その場合に先程主計局長のお話では、取引高税と事業税を加えた額と附加価値税の額とを比較すれば、その方が多い。ですから附加価値税はそのよう兩者を合せたところで比較すべきじやないか。ただ先程私が申上げましたのは、全体としては半分になると、いうことを申上げたので、土建業の場合とかいろいろの場合に若干のニュアンスはあるだらう、その差はあるだらう。その差は或る程度土建業者の場合は従来の取引高税と事業税を加えたものよりも高くなることがあるかも知れない。

○木村禪八郎君 併し両者を考へますと、今のお話のよう、公共事業費の分量が相対的に、そういう見地から相当マイナスして考へるべきであるという程度のものでなかろうかということを申上げたわけであります。

○木村禪八郎君 そこが少し見解が違います。私は取引高税はお客様に転嫁してしまうのですから、それは事業の分量に……まあその点は、それでよしまでその点は、それでよしまで株式の流動を余りにも阻害し過ぎませんと、どうも最近の事態では、まだよく審議した上で決定したらどうかという意味で、見送ることにいたしておるのでございます。ただ無記名預金の件だけは、これは別に法制的措置が必要といたしませんので、実際問題といたしまして、そのようなことをやらないということでおまく行くものと考えておるのであります。

○木村禪八郎君 それは今度提案されましたが、國稅犯則取締法、あれは非常に強化するわけでして、特にこの場合に問題だと思いますが、ああいう形

の、何というか請負金高にかかるておりますから、それから從来取引高税はあります。それをあいう形でやれば非常に弊害があるということであれば、何に代つて、そういう合法的な脱税を取る措置を考えて行かないといふか。

○木村禪八郎君 九百九十億の公共事業費を計上しておられますけれども、今度の附加価値税を考えれば、予算に計上されておるような事業の分量は達成できません。

う趣旨に応じまして、今回この規定をはつきり設けまして、その趣旨を明らかにいたしたのでございます。別段拡張とは考えておりません。それから一方女子の身体の搜索につきましては、これも從来からできたのでございますが、むしろ立会わしめるその人につきましては制限がなかつたのであります。成年者であれば誰を立会わせてもいいということになつておつたのでございりますので、それも新刑事訴訟法の趣旨と合せまして、必ず成年の女子をして原則として立会わしめなくちやならんということに変更したのであります。従いましてこの辺のところは、從来のものを実質的に拡張したところも、或る事項はむしる具体的にはつきり條文で書いたことと、一つの事項は更に一層制限いたしまして、人権の保護を完璧ならしめようという趣旨でございますので、御了承願いたいと思います。それから譲渡所得なり無記名債券または預金等の調査につきましては、飽くまで私共脱税に関連があると認められる場合におきましては、やはりこのような規定を適切に運用いたしました。適切な調査をいたすつもりでございます。株式の譲渡所得につきましては、一々譲渡したたびごとに名義書換せしめておきますと、資料がおのずから多く集まり易いということがあります。だから今の現状といたしましては、如何にも株式の流通を阻害するという点がございますので、漸次中止して、今後はずつとやらないといふわけではないのですね。

いたしたいという考え方でございます。個別的な株式の譲渡等によりまして、相当大きく収益を挙げておつたような人につきまして徹底した調査を加えるというような方針は、別に毫も変ええておるわけではないであります。○木村禪八郎君 地方税制の方で、罰則の強化があるわけですね。あれは強化ということをはつきり語つておるのですよ。

○政府委員(平田敬一郎君) 従来、地方税は実は国税程罰則を科していないかた例が間々あつたのでござりますが、今日はやはり地方税を適正に賦課するという必要が強くなつて参りましたので、大体国税並の罰則を科するということになつておるのですが、これは、具体的には、税の種類によつて若干違つてあるが、従来は地方税は国税程徹底した処罰規定を設けておらなかつたのが相当地で、そういう面につきまして徹底した措置をとるということに相成つたものと御了承願いたいと思います。

○木村禪八郎君 国税については、今までの國税犯則取締法ですか、それに参つたのでございますが、農作物等の場合におきましては、その農作物を収穫した年の、年度の所得に対するといふことに一貫して来ておるのでございまして、農家が自家消費します分について、消費した年度に見たらどうかといふ意見が一方において相当あるのでございますが、これは一つの見解ではあります。問題は、むしろ売ります物よりも、農家が自家消費します分について、一定金額が入つたときにするか、そういうような問題、それからその他農村関係においては相当地で、具体的意見があるのです。ただ、私は農林大臣にも随分この点を言つたんですが、一体シャウブ勧告が行なわれているとき、農林大臣としては、なかなか農業経営の実態に即して、是非ともそ

にいたしたいと考えておるのであります。○木村禪八郎君 それから次にお伺いしたいのですが、法人税、これが今までの……

○政府委員(平田敬一郎君) 木村委員によつて申上げますが、今は所得税の方を主としてやつておりますから……○木村禪八郎君 ああそうですか。農業の方の所得税、これについて公聴会でもいろいろあつたのですが、農業所得を押える時期、これは收穫物があつたときと、いうことになつておるようで、金の入つたときと、いうふうに変更できないものですか。

○木村禪八郎君 どうも私は公聴会その他いろいろこの農村の専門家の御意見を聞くんですが、この農村方面においては、今度シャウブ勧告の税制について、いろいろ意見が出ておりまして、常に問題になつてゐるのです。ところが今度の税制改革についてそういう意見を聞いて、いろいろ意見が出でておるのですね。繁忙期だから十一月を十二月にしてはどうかとか、收穫物があるときには、一定金額が入つたときにするか、そういうような問題、それからその他の農村関係においては相当地で、具体的意見があるのです。ただ、私は農林大臣にも随分この点を言つたんですが、一体シャウブ勧告が行なわれているとき、農林大臣としては、なかなか農業経営の実態に即して、是非ともそ

にいたしたいという考え方であります。ただ、私は農林大臣にも随分この点を言つたんですが、一体シャウブ勧告が行なわれているとき、農林大臣としては、なかなか農業経営の実態に即して、是非ともそ

極力考えると共に、シャウプ勧告それ
自身に必ずしもよらないで極力実情に
即するようにならう。尙ろしく細目
につきましては問題があると思ひます
が、さような点につきましては今後も
研究いたしたいと思つておりますが、

○木村禪八郎君　この道をお考えにならなかつたのですか。どうも勤労控除を少くして、それで基礎控除を上げたところです。これが目的であります。

○天田勝正君　入るけれども、その外務官吏も当然この中にに入るわけであります。

たのは、税務官吏も当然含むと思うから、その具体的なものが六十四條の出に含まれるのではないか。こういう質問をしているのです。

ふうに承知してよろしいのですか。
○政府委員(平田敬一郎君) 今申します
したように、実際問題としては先ず殆
んどなからうかと考えております。
○天田勝正君 では五十二條を一つお
開け願いまして、この五十二條により
て、この「官僚第二項に規定する事によ
る」

大分よくなつたと思ひます
それから負担につきましては顯著な
下り方をしまして、農民は今度の税制改
正で税負担の下る人々じゃないかと
考へるのでございまして、来年の今頃

○政府委員(平田敬一郎君) 少額事業
 ようですか。そこが相当労働者に対する問題で問題にならなかつたか。やはり農業所得についても勤労控除を認めることについて……

のかなりもまして、それがここに譲り受けたのであります。特別に委嘱を受けて調査したような場合があると、ますれば、そういう人は入るだらうと思ひます。

の改正後の税法によりますと、大分款間の事項を限定されておりますので、必ずそんな場合はなかろうかと思うでござりますが、併しこれは正規に一

訴を提起した者がまず、証拠の申出をいたすと、裁判所が相手方当事者となつた國税庁長官、國稅局長又は稅務署長の主張を合理的と認めたときは、当該

は余程農村の課税は今年と比べて、違つた様相を呈して来るとかよんに確信いたしております。

所得に勤労控除をいたしますと、殆んど納税者の大部分につきまして結局控除を認めてしまふ、御承知の通り資本所得者が最近は非常に少ございまして、所得税の納税者の大部分が勤労所得者か農業所得者になります。農業所得者に控除によることがありますと諸営業所得者によることになります。

○天田勝正君 そうしますと、具体的には六十四條に「收稅官吏は、所得額に関する調査について必要があるときは、事業をなす者の組織する団体に」云々「諸問ることができる。」といふ條項があるのですが、例えば同業組合式のものに諸問する場合もこれに含まれますか。

定の権限を得て税務官吏以外の者が所得税に關し一定の事項を知り得た場合、これは勿論その規定によることに相成ります。この規定は、古くは所得調査委員といふ制度がありまして、その調査委員が所得に關しいろいろ調べいたしましたのであります。その調査委員と昭務官吏と両者を含める意味で、かよう

なしだらう、ということなんですね。これは所得稅法のところで質問すると言ふかねえ。ここで申上げておるわけですが、このことはどこにもみんなあるのであります。資産再評価法の七十六條ですか、ここにもあるし、相続稅法の四十八條から富餘稅法の三十條、それから法人稅法の三十七條、國稅徵收法の三

が、地方税においては、国税と総合的に大しますと必ずしもそり難著に減税になるとも思えないのです。それから確かにこれも従来から問題であつたのですが、シャウブ勧告のときに、これを施行する一環として、既に二年間の力

やることになる。そうすると殆んど大部分の所得税に控除をしてやらなければならんことになります。結果同じことになりますから、結局幅を縮めることによつて簡素化ということを考へておきたい。

○政府委員(平田敬一郎君) 今回の改正によりまして、直接所得に関する事項は諸問でできないことにいたしたのでございまして、大体団体が平素団体昌の営業の状態等につきまして知り得る事項

な字句になつて参つたのであります。従いまして最近におきましては大体、しき收税官吏といいますか、税務官吏の方がこれに該当するというふうに共は考えておるのであります。

十一條の四、こういふ工合で、まあ大同趣旨のものがみんなあるのです。元來納税者がまあ申告するわけなんですが、そいつがいよ／＼となつて最後は裁判になる。こういう争いが起きた易々、当／＼反二二二四に

実行に移す場合に農業所得を農労所得得と見て、勤労控除みたいにしたらどうかと、大体こういうものは一応研究の対象になつたんではないのですか。
○政府委員(平田敬一郎君) シャウプ
勧告では、この問題を主としていわゆ

えで両方のバランスを取つたらどうが
というのが、シャウプ勧告案の意見の
ようであります。私共も大体そういう
方向に従いまして立案いたしたよう
な次第であります。

さる事項を税務官吏が質問しまして、それによつて適正な課税の資料にするということにいたしておりますので、そのようなことは今後においてはなかなかうかと思ひますが……

○平田謹正君 さればここに「筋書き」ある者」というふうに漢と書いてあるが、これは税務官吏だけだ、こう解釋してよいのですか、それなら……

○政府委員(平田敬一郎君) 実際問題としては、大体現在は税務官吏になる

場合に、当人は既に十万円かと言ふ税務署の方はそれを十五万円の所得だとう言う。ところがこの所得税法第十二條の規定で行きますと、当人が十五万円だと言つておるのに、十五万円だと、こう役所側が決めてかかる。そ

る勤労控除の差別を少くするという方法で解決しろということです。一割五分にいたしましたのは、シヤウブ博士が事業所得者と勤労所得者のバランスを少くする。つまり勤労控除を免除を農業者にやる代りに、勤労控除を少くいたしまして全体で必要な財源の範囲内におきまして、基礎控除、扶助控除、税率等によって税制のバランス

○天田勝正君 私の本来の質問をいたしました前に、先ず一つ予備的に伺います
が、それは七十一條の関係で「所得
税に関する調査に関する事務に従事し
ている者又は従事した者」、「こういうこと
とですが、このことは税務官吏とは違
うという意味でありますか。
○政府委員(平田敬一郎君) これは税

條と関連して私は質問申上げているのであります。改正法の六十四條にも「諮詢問」という言葉が出ておりますが、十一條のこの「調査に関する事務に從事している者」というのは、この諮詢された人も入るかというわけです。どういうわけで特に「事務に從事している者」という言葉、税務官吏という言葉を以て表現でなしに、こういう言葉を以て表現

と思ひますが、一定の正規の権限或いは調査の委託等に基きまして、本来の税務官吏以外が必要なる資料等を出して調査するような場合がありますれば、その場合はやはりこれに該当するかと 思います。

○天田勝正君 そうするとそういうのも、前の所得税調査委員のごときものがやはり予定されておる。こういふ

するとそれが十五万円でないという証拠を當人に出せ、こういうわけなんですよ。むしろ普通の常識からすれば、片方が十万円だというのを、無理に十五万円と主張するのだから、十五万円であるという証拠の方を出して行くべき筈であるところがあへこべに十五万円でないと、いう証拠を納税者の方に出せと、こういう話なんですが、一体これ

はどういうわけなんですかね。不思議な條文だと私は思つておるが、この点を一つどうぞ……

○政府委員(平田敬一郎君) 訴訟の場合の証拠提出の順序につきましては、

従来からはつきりした規定がなくて、裁判でも若干の、何と言いますか違つたそれ／＼扱いをしておるようあります、先ず証拠法の原則からいたしますと、原則としまして原告でありますか、一定の事実が違うというその証拠を先ず原告側が提出するのが順序であるといふうに私共は解釈いたして参つたのでござりますが、それが非常にはつきりいたしませば、又常に如何なる場合においてもそのようなことにすることはこれ又必ずしも実情に即しませんので。ここに書いてありますように、国税局長官、国税局長、又は税務署長の主張を裁判所が合理的と認めたときはと、こういうふうにいたしまして、併し勿論それにも拘わらず、当事者は資料、証拠の申出ができることにしてあるということにいたしまして、訴訟の際における証拠の提出の順序等から来る問題の解決を容易ならしめるという趣旨でございます。尙シヤウア勧告は、無條件に原告に証拠を提出せしめたらどうかということを言つておりますが、その辺まで行きますのは、ややどうであるかといふうにいたしましたして、一応裁判所が税務署長の主張を合理的と認めたときははと、このようない方法によるといふうにいたしましたのであります。

○天田勝正君 これは併し全くなくもがなの條文だと思いますが、このよう

なことを規定することが、どうしてこの改正に必要なですか。私共はこれがなくとも一向差支ないものだと思つておるのでですが、そうお考えになりませんか。

○政府委員(平田敬一郎君) この問題は、この規定がございませんと、一般的な民事訴訟の原則によりまして裁判所で決めるということになると思うのであります。それは非常に漠いたし

かろう、かように考えたのでござい

ます。ではあるから結局いつでも自分の方が十万円を主張しておるのに、官方が十万円ではないという証拠を出さなければならん。これはおかしな話であつて、どうしてもその場合若しくは、税務署の方が十五万円だといふと、十五万円ではないという証拠を出さなければなりません。これはおかしな

話であつて、どうしてもその場合若し

かういう順序を付けるならば、官の方

が、お前は十万円と言うが間違つて

おるのだ、こういう証拠を突き付けな

ければならないと私共は思つ。そうし

なればいわゆる民主的な法律ではな

い。昨日も実は私指摘しましたよう

に、何か罰則のことになりますと、民

の方だけは罰則を適用を受けるけれども、誤つた官の方は一向罰則を適用さ

れないといふ行き方が一貫して専ら法

でも何であるということを挙げて言

つたわけですが、こういうことなどは

いかに罰則というわけではありません

けれども、何か国民の人が嘘を言つう

いふことを頭から考へて規定しておる

と考へられる。であるからむしろそ

うふうにしても又裁判はスムースに行

くだろう、こういうふうに考えるので

す。そういうふうには一体ならんもの

かどうかというわけなんですね。どうし

て民の方を先にした方が官の方を先に

したよりもよいか、こういうことが言え

ります。

○天田勝正君 つまり私がお聞きする

のはその逆の場合ですね、官の方が先

に証拠を提出する義務がある、こうい

うふうにしても又裁判はスムースに行

くだろう、こういうふうに考えるので

す。そういうふうには一体ならんもの

かどうかというわけなんですね。どうし

て民の方を先にした方が官の方を先に

したよりもよいか、こういうことが言え

ります。

○天田勝正君 七十條以下の罰則について伺いますが、先ず七十條の一項

罰金、こういうのがあります。それ

から二十二号までずっとございます。

○天田勝正君 つまり私がお聞きする

のはその逆の場合ですね、官の方が先

に証拠を提出する義務がある、こうい

うふうにしても又裁判はスムースに行

くだろう、こういうふうに考えるので

す。そういうふうには一体ならんもの

かどうかというわけなんですね。どうし

て民の方を先にした方が官の方を先に

したよりもよいか、こういうことが言え

ります。

○天田勝正君 七十條以下の罰則について伺いますが、先ず七十條の一項

罰金、こういうのがあります。それ

から二十二号までずっとございます。

○天田勝正君 つまり私がお聞きする

のはその逆の場合ですね、官の方が先

に証拠を提出する義務がある、こうい

うふうにしても又裁判はスムースに行

くだろう、こういうふうに考えるので

す。そういうふうには一体ならんもの

かどうかというわけなんですね。どうし

て民の方を先にした方が官の方を先に

したよりもよいか、こういうことが言え

ります。

○天田勝正君 七十條以下の罰則について伺いますが、先ず七十條の一項

罰金、こういうのがあります。それ

から二十二号までずっとございます。

○天田勝正君 つまり私がお聞きする

のはその逆の場合ですね、官の方が先

に証拠を提出する義務がある、こうい

うふうにしても又裁判はスムースに行

くだろう、こういうふうに考えるので

す。そういうふうには一体ならんもの

かどうかというわけなんですね。どうし

て民の方を先にした方が官の方を先に

したよりもよいか、こういうことが言え

ります。

○天田勝正君 七十條以下の罰則について伺いますが、先ず七十條の一項

罰金、こういうのがあります。それ

から二十二号までずっとございます。

○天田勝正君 つまり私がお聞きする

のはその逆の場合ですね、官の方が先

に証拠を提出する義務がある、こうい

うふうにしても又裁判はスムースに行

くだろう、こういうふうに考えるので

す。そういうふうには一体ならんもの

かどうかというわけなんですね。どうし

て民の方を先にした方が官の方を先に

したよりもよいか、こういうことが言え

ります。

○天田勝正君 七十條以下の罰則について伺いますが、先ず七十條の一項

罰金、こういうのがあります。それ

から二十二号までずっとございます。

○天田勝正君 つまり私がお聞きする

のはその逆の場合ですね、官の方が先

に証拠を提出する義務がある、こうい

うふうにしても又裁判はスムースに行

くだろう、こういうふうに考えるので

す。そういうふうには一体ならんもの

かどうかというわけなんですね。どうし

て民の方を先にした方が官の方を先に

したよりもよいか、こういうことが言え

ります。

○天田勝正君 七十條以下の罰則について伺いますが、先ず七十條の一項

罰金、こういうのがあります。それ

から二十二号までずっとございます。

○天田勝正君 つまり私がお聞きする

のはその逆の場合ですね、官の方が先

に証拠を提出する義務がある、こうい

うふうにしても又裁判はスムースに行

くだろう、こういうふうに考えるので

す。そういうふうには一体ならんもの

かどうかというわけなんですね。どうし

て民の方を先にした方が官の方を先に

したよりもよいか、こういうことが言え

ります。

○天田勝正君 七十條以下の罰則について伺いますが、先ず七十條の一項

罰金、こういうのがあります。それ

から二十二号までずっとございます。

○天田勝正君 つまり私がお聞きする

のはその逆の場合ですね、官の方が先

に証拠を提出する義務がある、こうい

うふうにしても又裁判はスムースに行

くだろう、こういうふうに考えるので

す。そういうふうには一体ならんもの

かどうかというわけなんですね。どうし

て民の方を先にした方が官の方を先に

したよりもよいか、こういうことが言え

ります。

○天田勝正君 七十條以下の罰則について伺いますが、先ず七十條の一項

罰金、こういうのがあります。それ

から二十二号までずっとございます。

○天田勝正君 つまり私がお聞きする

のはその逆の場合ですね、官の方が先

に証拠を提出する義務がある、こうい

うふうにしても又裁判はスムースに行

くだろう、こういうふうに考えるので

す。そういうふうには一体ならんもの

かどうかというわけなんですね。どうし

て民の方を先にした方が官の方を先に

したよりもよいか、こういうことが言え

ります。

○天田勝正君 七十條以下の罰則について伺いますが、先ず七十條の一項

罰金、こういうのがあります。それ

から二十二号までずっとございます。

○天田勝正君 つまり私がお聞きする

のはその逆の場合ですね、官の方が先

に証拠を提出する義務がある、こうい

うふうにしても又裁判はスムースに行

くだろう、こういうふうに考えるので

す。そういうふうには一体ならんもの

かどうかというわけなんですね。どうし

て民の方を先にした方が官の方を先に

したよりもよいか、こういうことが言え

ります。

○天田勝正君 七十條以下の罰則について伺いますが、先ず七十條の一項

罰金、こういうのがあります。それ

から二十二号までずっとございます。

○天田勝正君 つまり私がお聞きする

のはその逆の場合ですね、官の方が先

に証拠を提出する義務がある、こうい

うふうにしても又裁判はスムースに行

くだろう、こういうふうに考えるので

す。そういうふうには一体ならんもの

かどうかというわけなんですね。どうし

て民の方を先にした方が官の方を先に

したよりもよいか、こういうことが言え

ります。

○天田勝正君 七十條以下の罰則について伺いますが、先ず七十條の一項

罰金、こういうのがあります。それ

から二十二号までずっとございます。

○天田勝正君 つまり私がお聞きする

のはその逆の場合ですね、官の方が先

に証拠を提出する義務がある、こうい

うふうにしても又裁判はスムースに行

くだろう、こういうふうに考えるので

す。そういうふうには一体ならんもの

かどうかというわけなんですね。どうし

て民の方を先にした方が官の方を先に

したよりもよいか、こういうことが言え

ります。

○天田勝正君 七十條以下の罰則について伺いますが、先ず七十條の一項

罰金、こういうのがあります。それ

から二十二号までずっとございます。

○天田勝正君 つまり私がお聞きする

のはその逆の場合ですね、官の方が先

に証拠を提出する義務がある、こうい

うふうにしても又裁判はスムースに行

くだろう、こういうふうに考えるので

す。そういうふうには一体ならんもの

かどうかというわけなんですね。どうし

て民の方を先にした方が官の方を先に

したよりもよいか、こういうことが言え

ります。

○天田勝正君 七十條以下の罰則について伺いますが、先ず七十條の一項

罰金、こういうのがあります。それ

から二十二号までずっとございます。

○天田勝正君 つまり私がお聞きする

のはその逆の場合ですね、官の方が先

に証拠を提出する義務がある、こうい

うふうにしても又裁判はスムースに行

くだろう、こういうふうに考えるので

す。そういうふうには一体ならんもの

かどうかというわけなんですね。どうし

て民の方を先にした方が官の方を先に

したよりもよいか、こういうことが言え

ります。

○天田勝正君 七十條以下の罰則について伺いますが、先ず七十條の一項

罰金、こういうのがあります。それ

から二十二号までずっとございます。

○天田勝正君 つまり私がお聞きする

のはその逆の場合ですね、官の方が先

に証拠を提出する義務がある、こうい

うふうにしても又裁判はスムースに行

くだろう、こういうふうに考えるので

す。そういうふうには一体ならんもの

かどうかというわけなんですね。どうし

て民の方を先にした方が官の方を先に

したよりもよいか、こういうことが言え

ります。

○天田勝正君 七十條以下の罰則について伺いますが、先ず七十條の一項

罰金、こういうのがあります。それ

から二十二号までずっとございます。

○天田勝正君 つまり私がお聞きする

のはその逆の場合ですね、官の方が先

に証拠を提出する義務がある、こうい

うふうにしても又裁判はスムースに行

くだろう、こういうふうに考えるので

す。そういうふうには一体ならんもの

かどうかというわけなんですね。どうし

て民の方を先にした方が官の方を先に

したよりもよいか、こういうことが言え

ります。

○天田勝正君

以下で、七十三條は三年以下といふことになりますて、必ずしもお話をのよくな趣旨にはできておりません。納稅者の方の税金違反に対しましては、この金錢的義務でござりますので、罰金刑は従来より少し高くなつております。そなの方が妥当と考へておるのであります。

○政府委員(平田敬一郎君) 当委員会におきましてはそれと逆な質問がございまして、密告制度もいゝけれども、虚偽の事実等を報告して不当に人を陥れようとするような場合には、その弊害が心配されるという御意見もあつたのでござります。私はやはり一定の報告は必要だと思いますが、その報告は飽くまでもやはり正確な報告を期待しておりますのであります。報告する人が虚偽な報告だということを知りながら密告するという場合は、これは却つて弊害の方が大きいと考えますので、やはり七十三條のごとき規定を設けまして、このようないふうにすることが正しいと考えております。これは勿論飽くまでも虚偽の事実であるという

いれども五百万円より高い罰金を科す
ことができるところいう意味でござ
ります。

○天田勝正君 逆ですか、でも「金額
以下となすことができる。」となつてお
ります。

○政府委員(平田敬一郎君) 免れた所
得税額に相当する金額以下でございま
す。例えば免れた所得税額が一千万円
でござりますと、一千万円以下の罰金
に処することができる。最高限は一
千万円まで行けるという規定であります
す。

○天田勝正君 それならば分ります
た。一応終ります。

○委員長(木内四郎君) 外に御質問があ
りますか。川上嘉君から特に通告があ
りますが。

事情、それから勿論明民の生活状況等を考慮まして、そのとき／＼としまして妥当なものを定めるということです。簡単に申上げますが、これはもうたび／＼この委員会でも申上げましたので、簡単に申上げて置きました。

○板野勝次君 そうしますと政府はこの基礎控除が二万四千円、月額大体二千円で、これが妥当な根拠としては、例えば物価と税金というような、国民生活の中からこの程度にされたという、その別段の根拠といつてはないとけですか。ただいい加減にまあこれくらいにして置こうというような算定でやつておられるのですか。或いは又今

○板野勝次君 そうしますとこの問題、基礎控除の問題は、併し収入の問題と更に地方税の問題とからんで政府はお立てになつておられるに相違ないです。一つの税体系をお作りになる、全体の中からこの基礎控除といふものをお考えになつたわけです。殊に法人税を安くしようとされるのですが、提案の理由の説明によつても、税制改革といふものが負担の公平化という面に重点を置かれておるのなら、この基礎控除の問題と法人税を安くして行く資本の蓄積との間にはです、國民として納得の行く基礎控除でなければなりません。

してそうしてはいけませんか。
○政府委員(平田敬一郎君) これは私はむしろ懲役刑が主でありますと、罰金刑はどちらかと申しますと從ではないかと思います。必要な場合におきましては、適当な懲役刑を科することにいたしまして十分目的を達成し得るのではないかと考えます。

○天田勝正君 七十三條の罰則と五十四條は対照されるわけでありますが、結局五十四條は、所得税についてこういう嘘があるということをいわば警告した場合の規定だらうと思います。こういうものに対しても折角これ／＼の者にこうした虚偽な申立をしておると親切に言つて呉れた者に対する三年以下の懲役にする、こうしたことでは恐らく課税の課を申立てて来る者はなかなかうと思う。なぜこういうような規定にしなければなりませんか。これは改正前からこういう規定がありますが、改正に当つてこういうものをとする必要があろうと私は思います。

○天田勝正君 六十九條のところであります、「前項の免れた又は還付を受けた所得税額が五百万円をこえるときは、情報に囚り、同項の罰金は、五百万円をこえその免れた又は還付を受けた所得税額に相当する金額以下となすことができる。」とあります、第一項で「詐欺その他不正の行為により、」という形容詞があるのであります。そうすると詐欺やその他の不正行為によつて税金を免れた。いわば五百万円を超えるというような大口の脱税のものについてははまけてやる。こういう規定が次の六十九條の二にあるわけですが、一体少額のものをまけるという話ならば分るのでですが、大口の脱税をやつした者に対してもけるという規定をなぜ設けなければなりませんか。

○政府委員・平田敬一郎君 今の規定はお詫びと反対でございまして、二項は

りまして、天田君のあとでちよつと単に質問したいというお話ですが、川上君やりますか。

○板野勝次君 それでは私がやります。これは昨日も大蔵大臣に対する質問が終つてしまつたので、今度は主税局長にもう少し昨日の問題を続けて質問して行きたいのですが、幾ら考えて見ても、この所得の基礎控除額といふもの、この基礎控除をやる精神ですね、それを一体どこに置いておられるかということを、もう少し明瞭に納得の行くよう御説明して貰いたいと思うのですが、先ず最初に……

○政府委員(平田敬一郎君) その問題は本委員会におきましてもたび／＼申し上げたおるのでですが……

○板野勝次君 ですけれども私は納得が行かない。

○政府委員(平田敬一郎君) 私これは恐らく板野さんとの間には見解の相違ということになるかも知らんと思うのですが、まあそのときの財政

の日本の国情から見てこの程度のものは必要だと政府が思われたのには、何らかの根拠がなければならないと思うのです。根拠がないとするならば、ただ大ざっぱにこの程度にして置こうと、こうやつたのだと断定しても差支ないということになるのですが。

○政府委員(平田敬一郎君) これは私は二プラス二イクオール四といつたよう数字から出て来るというものではない。そのような意味における根拠はないと思う。むしろこれは全体としての財政事情と国民生活の状況等から適切に決めるのであります。いい加減に決めたかと言ふと、勿論そうではない。やはり財政の実情、生活の状況その他所はこの程度でよろしかろう、で財政の得税全体の負担並びに各税の負担の状況等を照合せまして、各方面からいろいろ検討を加えまして、この際としてはこの程度でよろしかろう、で財政的事情等が許しますれば更に将来これを上げる方向に行きますというふことは、政府としても勿論考へておるとい

ば、法人殊に巨大な会社のみが非常に税の軽減を受けながら、零細な人々達は自分の生活の中に食込んで、尙この生きるか死ぬかという瀬戸際に置かれている人からも、尙税を取立てて行かなければならぬといふ日本の現状に對して、國民は納得できないと思うのです。その納得できるような説明は今までの答弁の中からは聞くことができなかつたのです。そうすると今の國の財政の状態から見れば、ほんの僅かなつまり生活の保護を受けておる人達が貢うようだ。それと前後する程度の收入を持つておる者からも税金を取上げるようにしておるのに、一方においては非常に法人税を優遇して行く。こういうことになつて来るわざですから、従つて基礎控除額というものをこの限度にしなければならないという事情を、この所得税の軽減と睨み合せてもう少し納得の行くように説明して頂きたいと思うのです。

手許に資料を刷つてお配りいたしておられまするが、基礎控除を一万円引上げて極く僅かだとおつしやるのですけれども、実際は相当これは大きいのでございまして、賦課税額で行きますと、これで三百九十九億円の実は減収になるのでございます。千円当たり大体三十六万円くらい、これは上になりますと減税になるのでございますが、これは相当私共としましては大幅な三十六億円引上によりまして相當私は下層所得者の負担の大幅の軽減を図つておるつもりでございます。従いまして勿論基盤控除は例えば据置きまして、所得税の最高税率だけ下げて行く、或いは法人税だけ下げる、こういうのならば、或いは御非難の点に当るかも知れないと思ひますが、基礎控除におきましてもできるだけ妥当な引上を行いまして、いろいろな方面において足正を加えまして、そのときにおきまして最も妥当な税制を打立てよう、こういうわけでございます。

○板野勝次君 私は何遍聞いても同じだと思うのですが、今おつしやつておるのは、それくらいの基礎控除を引上

げて来ておるためには三十六億円くらい減収になつた、こういうふうな数字の魔術を私は質問しておるのじやなくて、最低線の中に生活しておる人達の現状から尙負担して貰わなければならぬというその理由は、ただ單に基礎控除をそれだけ上げたから三十六億円の減収になるのだといふことだけで、法入税の減税と睨み合せて、最低生活の線にある人達の生活的具体的な事実の中から、これだけの程度で十分生活ができるからこの程度の基礎控

除で辛抱して貰えるのだという理由に思ひます。ただそれはなかなかないと思うのです。ただそれは全体の中で三十六億円、それだけでも減収になるのだという説明であつて、個々の家庭生活というものが只今の主税局長の説明の中からは受取れないと思うのです。

○政府委員(平田敬一郎君) ちょっとと数字を誤解なさつておるようあります

が、一万円の引上で三百九十九億の減収となつております。この外に千円引上げますれば、更に三十六億程度減る

だらうということあります。従いましてその点は誤解のないように願います。

これは基礎控除をどうするかといふことによりまして、所得税の税額は

相当大きく違うのであります。そのことは他面におきまして多数の所得税の納税者の負担が大きく違うということを意味しておるのであります。私は

基礎控除につきましては、これはたゞたび説明しましたから、繰返すのを省略いたしますが、全体としての今回

の税制案の立案、バランス、それから

つく前に資料を差上げまして、国税及び地方税の直接税総合負担額表といふ表と、税制改正と補給金削減等による公債の改訂等の労働者の生計費に及ぼす影響という表と、これは相当大きな二つ、とつ前の前にお配りしまして、先般も油井委員に対してこの表は相当詳しく述べましたので

○政府委員(平田敬一郎君) これは予算の状況その他からいたしまして、この程度で二十五年度としましては妥当である、このように考えておるのでござります。勿論私共は国民生活の実情に応じまして控除等の引上を行なつた方がいいということは考えておりま

すが、現在と比べますとこれでも相当大幅の減税になりますし、それから尚財政状態は、二十五年度におきましては、法入税の減税と睨み合せて、ご

とも、二十四年度と比べますと余程緩和して参りましたけれども、尙相当な負担をして頂かざるを得ない実情でござりますので、まあこの程度で最も今

かという考え方を持つております。

○板野勝次君 そうしますと、大体生

活保護を受ける程度の收入がある人達がですね、これで更に地方税というものが決してかかるべきではないわけじやない

ので、地方税との具体的な考慮の中

で、全体として減税になつて来るといふ具体的な数字を、この委員会において示すなり。しばしく説明された

うのと、これが何處かからお示しになりましたが、実際問題としましては、納税に困難な場合におきまして

は、分納等をされましても、それは拒否をしない。それでもよろしいという

ことになつてゐるわけでございます。ただ残つた分につきましては、これは必要な督促をいたしますし、場合によ

りましては差押処分を行ひます。それはそのときの状況によりまして必要な措置を講じて行くことに相成る

わけであります。

○川上嘉君 そういう考え方を統一

する意味で、この徵收法の第七條の徵收猶予のところに、何らかこういつた

ような條文を認めた方がいいじゃない

でしょうか。

○政府委員(平田敬一郎君) これは猶予する、こういつたことは考へるべきですが、現在の人手不足とか或

いは仕事が山積しているので、手が回りかねて随分日が延びるということが事実です。そこでそれがはつきりする

までは、事情によつては税金の徵收を実地調査をやつて速かに訂正するな

り、又は訂正できない理由を明らかにすべきですが、現在の人手不足とか或

いは仕事が山積しているので、手が回りかねて随分日が延びるということが事実です。そこでそれがはつきりする

までは、事情によつては税金の徵收を猶予する、こういつたことは考へるべきじゃないかと思うのですが、この

点についての御見解をお願いします。

○政府委員(平田敬一郎君) その点も御説明申上げたと思ひますが、比較的

はつきりした誤謬であります。即座に直していいものは直す、調査を要す

れば成るべく早く調査しまして適正な価格に直す。大体におきましては、つ

きり処分ができないが、直る見込のものにつきましては、お話を通り徵收等

につきましても適当な措置を講ずる

という場合があります。これもやはり個々の場合に応じまして、そ

れぞれ妥当な処置を図つて行くといふ

以外に、余り具体的には、一般的には申上げにくいと思いますけれども御了承願います。

○川上嘉君 それならどうしてもやつたものが必要じやないかと思う

ぱりこの七條の二項に、徵收猶予は、「非常ノ災害ニ罹リ政府ニ於テ其ノ被害調査ノ為時日ヲ要スルトキハ其ノ徵金ノ徵收ヲ為サルコトアルヘシ」。こういうのですが、その次に、やっぱりそういう面に対する措置を講すべき何らかのものを是非とも第二項として設けるべきじやないかと思うのです。その方が却つていろ／＼現在町に起つておるところの課税、税金に対する紛争を處理するゆえんじやないかと思うのです。そういう問題から一つ／＼そ片付けて行くことが、これは今お話を通りに、直ちに行つて実額調査ができるいいのですが、なか／＼そは行かないのですよ。納稅者の場合には一月以内に異議があれば申立をしろということになつておりますが、税務署の場合には必ず一月以内には実額調査をやるべきだという條文があればいいのですが、一ヶ月経つても来ない。その間で税金を納めないと差押される、こうしたことになれば余りに一方的じやないかと思うのです。そこで是非経つても三ヶ月経つても来ない。その間に税金を納めないと差押される、これが大きな問題と思うのです。

○政府委員(平田敬一郎君) 今御指摘

のとおり、税金の全部又は一部の徵收を猶予し、又は滞納処分の執行を停止することがあるという規定がありまして、この運用に当りましては一律に一定の場合においては必ず猶予するというようなことは、なか／＼実

は飽くまでも行政の運用面におきまして、そのような点について妥当を期す税金ノ徵收ヲ為サルコトアルヘシ」というのですが、その次に、やっぱりそういう面に対する措置を講すべき何らかのものを是非とも第二項として設けるべきじやないかと思うのです。その方が却つていろ／＼現在町に起つておるところの課税、税金に対する紛争を處理するゆえんじやないかと思うのです。そういう問題から一つ／＼そ片付けて行くことが、これは今お話を通りに、直ちに行つて実額調査ができるいいのですが、なか／＼そは行かないのですよ。納稅者の場合には一月以内に異議があれば申立をしろということになつておりますが、税務署の場合には必ず一月以内には実額調査をやるべきだという條文があればいいのですが、一ヶ月経つても来ない。その間に税金を納めないと差押される、これが大きな問題と思うのです。この運用に当りましては一律に一定の場合においては必ず猶予するというようなことは、なか／＼実

際問題としてはむずかしかろう。私共は飽くまでも行政の運用面におきまして、そのような点について妥当を期す税金ノ徵收ヲ為サルコトアルヘシ」というのですが、その次に、やっぱりそういう面に対する措置を講すべき何らかのものを是非とも第二項として設けるべきじやないかと思うのです。その方が却つていろ／＼現在町に起つておるところの課税、税金に対する紛争を處理するゆえんじやないかと思うのです。そういう問題から一つ／＼そ片付けて行くことが、これは今お話を通りに、直ちに行つて実額調査ができるいいのですが、なか／＼そは行かないのですよ。納稅者の場合には一月以内に異議があれば申立をしろということになつておりますが、税務署の場合には必ず一月以内には実額調査をやるべきだという條文があればいいのですが、一ヶ月経つても来ない。その間に税金を納めないと差押される、これが大きな問題と思うのです。この運用に当りましては一律に一定の場合においては必ず猶予するというようなことは、なか／＼実

うでございますが、私共若干そういうことに関しまして問題を聞いておるのではございませんが、これはなか／＼事実は具体的な問題になりますが、大工とか左官とかそれから日傭労働者とかいつた一人親方の場合ですね。これが請負業者の所に行つて働く場合には、日給で働く場合には、勿論源泉で税金は引かれるわけですが、個人のところに行く場合、個人の場合には拂つた人が得が捕捉し難いという理由によつて、実際は勤労所得であつたことが分からぬためにそのままになつてゐる。そのままになつて所

得が捕捉し難いという理由によつて、実際は勤労所得であつたことが分からぬためにそのままになつてゐる。そのままになつて所得と見ることはないと思ひますけれども、事情によりまして、その辺のところについては適切を期する必要がありますが、これは非常に具体的な問題になりますが、これは非常に別途の機会によく調査しまして、それに基きまして妥當な処置を加えて行くように取計らいたいと考えております。

○川上嘉君 今問題はつきりする

必要があります。これは勤労所得

の性質のものか、事業所得の性質を持つかはつきりしないと、例えば人

の親方で、君は釣を少し持つて行

たじゃないか、それから板を持つて行

つた、材料を持つて行つたのだから請

負だといつて事業所得をかけられるの

じや大変だと思う。大工だから板少

くない安く買えるのだから、主人に代

わるが非常に過重になつて来る。これに對

して何らかの措置を講すべきではない

かと考えるのですが、この点について

は、非常に大きなかな運動がある、要望

が、あるのです。こういった点について

資本と日本の資本においても非常な差別待遇を行なつて行くのであります。こうしたうようになりはしないかと思うのです。

○政府委員(平田敬一郎君) その問題は近く法律案なども出しますから、その際には非詳しく述べて顶いたらどうかと思いますが、法人課税については特別扱いいたしません。大臣からお話を始めたように、個人の給與所得でございまして、これは中心は如何にも所得の高さと申しますか、及び生活水準が全体としてアメリカと日本等と違うために、向うの所得は例えば一万ドルの所得であります。日本に参りますと三百六十万円とかになるのでござります。やはり所得税の負担が違つて来ることになりますので、その辺の調整を図りまして、日本に必要な外資の導入等ができるよういたしたいと、

○板野勝次君 併しこれは切り離して考へるわけにはいかんで、この所得

の問題とあらゆる地方税も、固定資産再評価の問題も、外資導入の問題も、外国人の所得に対する特例をやら

れようとしておることも、或いは外

人の資産の取得に関する政令五十一号

を更に変えようとしておられる。こう

いう一的なものにからんで来て今度

の税といふものを見なかつたならば、

日本が一体どうなつて行くのかとい

うことを見失つてしまつうと思います。従

つ私が聞くのは、そういう処置を、

外資導入法案を作るときに国の資本が

自由に日本の中に行動できるというふ

うな体制を作つて行くならば、日本の

事業といふものが、外国の資本の力によつて押潰されて行くと、こういう結

果が出て来ると思います。大蔵大臣は

かと思ひます。大臣はからお話

になつたように、個人の給與所得でございまして、これは中心は如何にも所

得の高さと申しますか、及び生活水準

が全体としてアメリカと日本等と違つ

るために、向うの所得は例えば一万ドル

の所得であります。日本に参りますと三百六十万円とかになるのでござ

ります。やはり所得税の負担が違つて

来ることになりますので、その辺の調

整を図りまして、日本に必要な外資の

導入等ができるよういたしたいと、

○板野勝次君 ところが昨日もこれ

は、それは結構だ、そういう観

念でこの税法の改正がやられておると

しか見られないから、外国人に対する

所得を、而も特定法人に対する所得を

軽減して行つて、そして財産の取得

その他の方法についても、あらゆる手

厚い援助が行なわれて来るならば、日本

の今までやつて來ておる、殊に中小企

業といふものの立ち行く途が、外国の

資本の特典と到底太刀打をして行くわ

けには行かない、そうすれば勢い中小

企業も、民族資本も段々と外資本に

よつて、駆逐をされて來るのはない、

か、こういう中で税体系を見なければ

ならないと思うのですが、そういう点

についてはちつとも政府の方ではお考

えにはなつていません。この点は大臣も昨

日お話をなつた通りでございまして、

私共もいたしましては日本の本当の復

興を図る意味におきまして、できるだ

け外資が余計入つて参りまして、日本

の復興ができますれば、日本としては

非常に仕合せではないか、こういう見

解の下にそれに必要な措置を講じてお

るだけのことです。

○板野勝次君 私は何も誇大に言つて

おるのではない。誇大に言いたいの

は、そういうふうに外資の資本に対し

て非常な特例が設けられて來るのな

ら、仕舞いには外国人に看板を貸し

て、そしてやつて行かなれば商売

が成立たないようなことになつて來る

のだ。こういう問題と為替管理法の問

題について話して見たのです。事実又

て、そうしてやつて行かなれば商売

が成らぬことになつて來る

のです。大臣は昨日お答えになりましたよ

うに、そういうところまで大きなこと

になるなら、これは誠に結構だけれど

はないと思う。(笑声)だから選り好み

をする必要はないのだ。大蔵大臣はこ

う言つているのです。あなたが言つて

おるのじやない。そういうふうになつ

んだ。それを今から防ぐ用意なしにこ

と入れて来て、そうしてとにかく外資

の改定をやられて行く

と、事業上成立たないものが沢山でき

て来る。殊に二十一條の三の規定と絡

んで没落する危険性があるのじやない

か。危険性ではない、没落して行く。

○政府委員(平田敬一郎君) 先程申上

げました通り、又大臣からも申上げた

通りであります。結局見方の差と申

しますが、見解の差であろうと思いま

す。尙從来のことは、國税犯則につき

ましてまだ分りになつていよい

であります。女子の身体の検査につ

きましては政府がむしろ制限を加えよ

うという規定であります。並びに「臨

機、捜索又ハ差押ヲ為スニ当り必

要アルトキハ鍵ヲ外シ戸扉又ハ封ヲ開ク等

ノ処分ヲ為スコトヲ得」ということを

はつきり規定したというだけで、從来

の規定を拡張したわけではございませ

ん。その点一つ誤解のないように願い

ます。政府の見解としてはつきりこの

ことを申上げて置きます。たゞく申

上げましてもすぐ反対のようにとられ

まして引合いに出されは迷惑いたし

ますから、どうぞ御了承願いたいと思

います。

○板野勝次君 その点は併し止むを得

ない場合には、例えば婦女子の身体を検査するという止むを得ない場合には、独自にやれるのでしょうか。

○政府委員(平田敬一郎君) 現在の規定によりましても婦女子の身体の検査はできるのでございます。ただ現在の規定によりますと、成年の者を立会わなければよいので、女子でなくてもよいということになつております。これは如何にも新刑事訴訟法下におきまして適当ではないとして「成年ノ女子ヲシテ立会ハシムベシ」ということに、むしろどつちかと申しますと、女子の立場を考慮した規定を新たに設けたわけでありまして、その点を非常に変なことをするというようにお考えになるのは少しどうかと思うのであります。

○板野勝次君 私は何も変なことをするというのではなくて、そういうふうにして行つて、婦女子にそういう脅威を與えるようなことをしながら、やはり算盤勘定をひどく彈いておるというところに問題がある。婦女子を丸裸にすることを申上げて置きます。

○板野勝次君 私は何も変なことをするというのではなくて、そういうふうにして行つて、婦女子にそういう脅威を與えるようなことをしながら、やはり算盤勘定をひどく彈いておるというところに問題がある。婦女子を丸裸にすることを申上げて置きます。

○天田勝正君 予定申告が前年の税以上でなければならぬ。そういうことにつきましては必要な罰則を設けることにいたしましたのであります。

○天田勝正君 予定申告が前年の税以上でなければならぬ。そういうことにつきましては必要な罰則を設けることにいたしましたが、これは恐らくどなたかもうすでにお聞きになつているとは思いますが、これは恐らくどなたか申告しなければならない。それは特に政府の許可を受けなければ別にそういうことはなくともいいんですが、その許可といふものがこれ又なかなか過去の例からすれば、いろんな許可についていることは政府の方でも御存じだ

ばかりです。いろいろな罰則を強化されなければならないことをする。それは今までの徴税と税を立て行くということに問題がある。なぜ罰則なんかを、罰金や懲役は弱い者から、算盤勘定と引きながら

いるもののがめちやくやだつたからである。丸裸にするといふ脅迫の中に政府は弱い者から、算盤勘定と引きながらいろいろな人達が拂えないでいる／＼な

ことがあります。そういうふうにはつきりしている場合に、どうして前年以上の税額の保障であるとか、いろ／＼考えら

れていることは政府の方でも御存じだ

ります。こう思ひます。そうして御用意が

つて行きはせんか、こう思ひます。

○天田勝正君 予定申告を提出しなければならないの

のですが、簡単と言えばそういうことになるのです。ですが、その点どうですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 何遍お答えしても同じになりますから簡単に申上げますが、婦女子につきましては今

申上げました通り、現在の法律よりもむしろ制限を加えたというように御了承願いたいと思います。それから罰則等につきましても非常に強化しておる

の改正を加えたのであります。地方税法は先程も木村委員も言われました

が、今の罰則が国税等に比べまして不

十分な点がありましたので、これは強化する点もあると思います。国税につきましてはお話をのように大したことはございません。ただ一点だけ申上げま

すと、正当な理由がなくて申告しなか

ざいません。たゞ一点だけ申上げま

すと、正当な理由がなくて申告しなか

のものだと私は考えたい。たゞもどり人によつて最低の生活費といふものは非常に違ひがあるでしよう。だけれど、社会通念から概ねこのくらいのが今日日本人の最低生活の費用だといふものを摑むことは困難じやないと思う。理想から言へば、その額を基礎控除にしたい。但しそのときの財政事情、予算の関係等と睨み合わせて、必ずしも理想通りには行かん。現段階においては二万五千円くらいが妥當だと思つ。こうしたことなら私は政府の説明は一応分る。だけれど最低生活費を租税の圈外に置くのだという精神は、全然基礎控除という中にはないのだ。そうでなくしてただ所得の中から或る一定の額のものを基礎的に控除するのだ。こういう意味ならこの基礎控除とは一体何だ。二万五千円が高いとか低いという問題じやない、何だということにについて大蔵当局の見解をはつきりさせておいて頂きたい。

併し他の一面におきましては、財政の状況、これによりまして所得税にどの程度考慮するか、そういう方面と両方面から考えまして、そのときとして妥当な控除をするということにせざるを得ないのではないかと思うのであります。従いまして最低生活費は必ず控除するという特にそういうところまでは、私共必ずしも賛成いたしかねるのをござりますが、そういう事情を十分考慮して、同時に財政事情も考えつつ、そのときとして妥当な額を決めるということとありますれば、私の意見としましては、その通りだと考える次第であります。

○川上嘉君　ちよつと総括的なことで聞きますが、税制の改革は一番問題点は課税が不合理である、不適正である、負担が重い、この三つの点を合理化するのが改善の狙いである。そこで現在出ておるこの程度の法案でこれらのものを合理化できるという自信があるのかどうか、その点を一つお伺いいたします。

○政府委員(平田敬一郎君)　その点もたゞ一申上げておりますように、私共は現在に比べますと余程合理化されておるものと解釈いたしております。

ただ所得税の税率その他におきましては、懲を出せばというか、財政事情が許せば、更に一段と改善というか、ようくする方向に向けたい。併し今度の改正におきましても従来と比べますと、相當な合理化が行われておるというふうに解釈しております。

○川上嘉君　それでは決して満足はしておられないものと、こういうふうに了解いたしました。そうすると、そこをできるだけ合理化するためには、やは

り税務職員が手心を加えなくちゃならないということになるわけですか。
○政府委員(平田敬一郎君) 現在の財政事情の下におきましては、私はこれで満足いたしておるのであります。将来財政事情が許しますならば、更に一層やりたい、というわけでござりますから、反対にお取りにならないようにお願いしておきます。
○川上臺君 それでそういう完全でない法律ですから、これを厳格に税務職員が実施する、税務官庁は法律を実行する機関ですから、厳格にこれを実施した場合には、どういう結果になるでしょうか。
○政府委員(平田敬一郎君) 税務官庁の能率を段々よくなりまして、税法通り執行する。納税者も一面向におきましては負担が軽くなりますし、税法も合理化されましたから、私は余程従来よりも税法通りの納税は促進されるものと考えております。
○川上臺君 これは、現在の政府の行政管理庁の政務次官である一松君が二十五年一月十二日、大分に行つた。それで日田の松本税務署長といろくと対談して、そうして非常に聞き捨てにならん言葉があるというので、日田税務署の総務課総務係長の酒井君と、直税課一係主任の富士本君と、直税課の後藤君と三人で以て行つて、一松君の言つた言葉を追及したのがここにすつかり記録が載つておるのであります。が、実はその一例を探り上げますと、先ず一松君が署長に向つてこういふことを言つた。「現在延滞金の徵收はどう扱つてゐるか。」こう言つたところが、松本署長は「延滞金は法に定めである通り納期限の翌日より納付の日

までの日数に応じ、日歩二十錢の割合を以て徵收している。」こう正直に答えた。ところが一松君曰く「貴下はイソフレの最も激化時代に定めた法律の延滞金を、今日依然として馬鹿正直に徵收するのは余りに苛酷ではないか。」こう言われた。こういう若し考え方を、政府の閣僚諸公が全部しておるのではないかと思う。法の根本を直さずにおいて運用に手心をさせようとするから、いろいろな問題が起る。この点をよく考えて貰わなくちや困ると思ふ。尙「私共は公的な立場から貴下がおさようなことを言わるのはおかしいし、御承知のようにいろいろな問題が起つているのに、或いは誰かがあなたの名前を借りて署長を牽制する目的で、こういつたことをやつたのぢやないか」という疑もあり、事実を確かめ且つ貴下の真意をお聞きするために、わざわざ三人が参上したのである。」といふことで、いろ／＼問答が出ておるのです。それでその答弁として更に次のようなことが出ております。「そんなどことは言つていない。物事がさように歪曲されて取上げられるのは大いに困った問題だ。税務署は現在国民の怨嗟の的になつてゐる。昔は泣く兒に警官が来ると言えば泣き止んだものだが、この頃では税務署が来たと言えば泣き止むと言わるくらい、税務署は一般から極端に恐れられている。」こういうことで更に面白いのです。次が「税務署は他の官庁と違つて税務署としての法律もあるが、仕事に手心のできる役所である。」こういうことを現に告田内閣の政務次官が税務職員にはつきりと言つておる。手心でやれと、そこには大きな問題があるのであります。嚴格に審

施できるような法律を作らなければならぬ。法律を厳格に実施すれば必ず相手が潰れる。ここに法律の欠陥がある。だから厳格に実施しても必ず納稅者側から恨まれもしないし、憎まれもしない。そういう工合に税法を定めるべきである。而もこういつた政府の一員が手心のできる役所であるから大いに手心をやりなさい。こう言われた。更に税務職員が引続いて「手心とは法の運用に関する事であるか。それであれば税務署に限つたことではないと思う」。こういうことを言つて次々と問答が出ておるわけであります。それから更に随分これはパンフレットができるくらい資料があるのでね。こうです「私は税務職員の数を殖やすことなどういては反対する。何のための行政整理だ。繰返して申述べるが、一般情勢から考えて、税務署が二十三年より二十四年を何割か増して決定するの無理があると思う。」無理があると思ふ。予算ならば、最初から予算に反対すべきだ。それから「個々の課税については、知る限りではないが、延滞金の問題にしても、本税さえ満足に納められないのに、高率の延滞金まで納めなければ差押をする、そして財産を公売するというやり方は苛酷である。」こう税務署員に言つておるのである。この中で言えばいいのです、堂々と。それを全く本末を顛倒しておる。自分達がこの法案に賛成をしておつて、而も執行機関である税務職員には大いに手心をやつて法を守るなと言つておる。こういう考え方を大部分の現在の吉田内閣の責任者の連中が考えておる。考えておるからこそ、かかる税法をまだ平氣で出すんじやないか。欠陥のある

比、その比が現在では三割一分の税負担になつておるわけです。如何に税負担が重いかということが、絶対的に重要なことだといふことが、それで分ると思うのです。シャウプ税制の狙いどころは非常な税率の、高税率をやめて、そうして余り高税率になると脱税する、それを捕捉して財政を確保するということにして高税率をなくす。そうして低税率に正では、私は低税率にしたけれども、逆にそれが高脱税になつて來た。そういう結果になると思うのであります。その証拠には、本委員会においてもたびたび御質問いたしましたが、この税制改革案の一一番基本になつてゐるのは、インフレーション期である昭和二十三年度の階層別所得を基礎にして、そうしてこういう税制改革をやつておる。ですから私はそこに非常に基本的な矛盾があると思うのであります。そういうインフレーション期における所得、階層別所得を基礎にして税制改正をやつたところに非常な私は不合理が、基本的な不合理がある。そのために所得の捕捉が十分でない。更に又シヤウプ勧告で言われておりました合法的な所得を摑む努力をしていない。先程も御質問申上げましたが、シャウプ博士があらゆる機会に指摘しているが、基本的な所得を摑む努力をしていない。例えれば、譲渡所得について、これを捕捉するためには十分努力していない。あつて、これは脱税を公然と政府が認めた問題は、これを禁止するために法律案を出そろとしておりましたが、中止してしまいました。こういう事情で金、公社債の登録、株式の名義書替、この問題は、これを禁止するために法

めておるということになつたわけでし
て、シャウア税制勧告は、こういふ脱
税を一方で嚴重に捕捉して、そうして
公正な税をかけるということを建前
としているのに、政府の今向提出された
税制については、その点はむしろこれ
はオミットしちやつて、これではもうう
絶対的に税額が多いんでありますか
ら、税のために非常に徵稅困難になつ
ておるので、十分納得でき得ないと思
う。こういうような政府が合法的に脱
税を認めてるという点については、
これは私は絶対に反対せざるを得ないと思
のであります。特にこの法人につきま
しては相当脱税が多い。更に今度の法
人税の改訂につきましては、これは所
得税と非常に関連があるわけですが、
累進課税はやめてしまふ、配当課税も
やめてしまう、そういう清算所得課税、
或いは超過所得課税、こういふものを
やめてしまう。こういうように非常な
私は不公平な税制改革だと思う。この
ためにこの税負担が、一方で大きな脱
税が捕捉できませんから、結局大衆に
嫌寄せてしまつて、もつと勤労大衆
に実際において減税できるのに、それ
をしていない。そういう実情になつて
おります。それで私の方の労働者農民
党としては、今度の税制改革について
は、具体的な意見を持つておる、政府
の税制改革とは相当意見を異にして
おります。先ずその主な点において具
体的に申上げますが、基礎控除につい
てはいろいろ検討した結果、私は基礎
控除及び勤労控除を含めて十万円まで
これは控除すべきである。第二に扶養
控除はこれもいろいろ検討した結果、
これは生計費から計算しまして
二万四千円、それから青色申告に対し

ではこれは早過ぎる、むしろ青色申告をやれば、ます／＼これは不公平にならぬ。実体的な調査はその一割くらいしかできないという実情であつては、却つて私は不公平になる危険性があると思う。それで税務官吏さえこれに進んでおらない。精神には私は賛成であります、実際問題としては、これは却つて不公平になる。これによつて嚴重に所得を捕捉して、そうして今の税をかけますと、むしろ増税になることが私は出來ると思う。これは大きい大資本家、高額所得者については、所得を捕捉することが非常に困難である。結局青色申告によつて十分厳格に所得が捕捉されるのは、中小業者、あるいは農民、勤労所得者で、これらについては十分捕捉されておるが、これは、却つてそういう人の彈力性のない所得の捕捉になつて、却つて増税になる。そういう危険性があると思う。我々は青色申告の精神には賛成でありますか、今直ぐ実施することについては、私は反対であります。更に農業所得税については、先程も主税局長に質問いたしましたが、今回の税制改革のように、十分これまで研究された又農村方面から要望された意見が余り取り入れられてない。更に消費組合とか、或いは協同組合、そういう方面に對しての減免措置が考えられておらない。更に法人税については、どうしても累進課税をすべきである。法人において一番脱税されている。法人と個人との税の比率度においては法人が九成、個人が五成六分。こういうようなことになつていて

二十一年度予算においても、こういう傾向が是正されていない。これは余りに不均衡だ。むしろ脱税の多い法人でありまして、本委員会においても、高橋国税庁長官の報告によれば、百四十億も法人のいわゆる追徴金、そういうものが取れたと言われるべきだと思う。こういうものに対して十分税をとらないで、脱税を見逃しておいて、そうして低額所得者、或いは勤労者の方に税を重課して行く。こういう意味において法人にも負担の公平化という面から言って、法人に累進課税をどうしてもかけるべきである。こういうふうに思う。結論として結局我々全体の審議を通して見ましたところが、そないう大所得者とか、大資本に都合の悪い面は、むしろやめてしまつて、シャウプ勧告でやれといふにやらなければ、そういう私は税制改革と思う。吉田首相は、このシャウプ勧告が発表されたときに、一大朗報だと言われましたが、成る程仔細に検討して見ると、大資本、大所得者の擁護をする、そういう基盤に立つてゐる吉田内閣としては、自由党内閣としては大朗報かも知れませんが、まじめに働く勤労者或いは中小企業者、こういう人に対してはざるを得ない。こういう意味で労働者農民党は、この税制改革案に断然反対するものであります。

○油井賢太郎君 私は民主党を代表いたしまして今回の所得税法の一部改正案に反対するものであります。が、先程木村委員からも発表がありました。が、今度の税制は所得税なら所得税だけをとつて見ては論じ切れないであります。が、木村委員からも発表がありました。が、二十四年度の予算を組む当時に当たりましては相当賃金ベースも変更され多いのであります。が、而も現内閣が昭和二十四年度の予算を組む当時に当たりましては相当賃金ベースも変更され多いためであります。が、労働者控除といふようなものも訂正を加えなければならぬ段階におきまして、シャウブ博士がやつて来て、日本の税制体系をよく検討し、その上で以て本当に国民にいい税制を作るから、それまで待つて呉れるようになつて、日本国民に公約したような減税の趣旨に合発表で以て今日に至つたわけなのであります。が、ところが今回の税制改革を一貫して見ますというと、決して政府が國民に公約したような減税の趣旨に合ふような実現はされておらない。が、國税におきましては比較的減税のよくな形を示しております。が、その半面におきまして地方税においてはむしろ非常な増税を來たとしておる。この両方を合せますというと、結局國民にとつては何ら有難い改革であったとは言い切れないのであるのが、これが眞実であります。この所得税だけをとつて見ましても、只今申上げましたような観念で以て昭和二十四年度におきましてはすでにつと安い税金であつてよかつた筈のものが、相当多額の租税を課せられ、而もその基礎となつたものが、結局中小企業者であり、又一般國民大衆であり、農村の農民の方々であつた。こういつたような形になつてしまつておるのであります。その結果といひたし

まして今日成る程インフレは止まりましたが、購買力の減退、税金の支拂によるところのいわゆる有効需要といふものがすつかり減退してしまつた。結果局今日世間に見られるようなデフレによるところの経済界の破綻があちらこちらに現出しておる、かよくな結果を招来しておるのであります。併しながら今まで若し政府委員の説明によるよう、今度の税制改革による減税の率を昭和二十四年の予算に当嵌めたらどうであったかと言ひますと、一千百億くらいの二十四年度においては税金が軽減されたであろうというような話があるのです。これは反対に言ひますれば一千百億円もの大きな税金を国民が負担しておつた。そのため今日のような経済状況を示しておると言つても過言ではないであります。これを改正するに当りましては相当そういう分をカバーするだけの大額な税の軽減が行われて、始めて今までの政府の公約を行つて、始めて今までの政府の公約に当つては先程木村委員からも話がありましたが、昭和五、六年、或いは十年頃に比較いたしまして非常な年收入の低い階層にまで、やはり税の負担というものを及ぼしておるのであります。例えてみますれば、今日年収約二万五千円という基礎控除に丁度匹敵する一番低い收入の者があつたとしますて、その人々の昭和五年或いは十年頃の立場はどうであつたか、恐らく月給が十円から二十二、三円程度の人々である筈です。そういう人々が今日相当国家財政を負担しなくちやならないといふ状態になつておる。これは少しも改善されていない。この前の税制にお

いても約八百万人の所得税負担者がかかるのであります。が、今度の改正についたのであります。別にその人数は減つていないのである。こういう点から見ましても如何に大衆を相手とした税制であるといふことがこれは明瞭であります。而も累進税の関係におきましても五十五円までの間は非常に段階的に五%ずつ切つておるというような点なども、これは甚だ高額所得者といわゆる国民大衆との均衡が取れていない。かよううにこの高額所得者に対しても五%で打ち切つておるというような点なども、これは取り易い税金。いわゆる税はこう考えるのであります。又先程申上げました地方税の関係ですが、国家における税は相当高くなるのだが、ということを伺つたときに下げるのだというような質問いたしますと、地方財政の確立ということに重きを置いておる。これによつて、地方の財政は健全に盼われるといふふうな回答をされるのであります。而もその地方におきましては、国家で以て、徴収しておるような租税体系とは違つて、租税に関するところの機構は非常に薄弱であります。而もその薄弱な機構で以て、実にむづかしい附加価値税や固定資産税というようなものを取つて行かなくちやならぬ。こういうような建前になつておるのであります。恐らくこの税制によりまして、地方においては地方の當局者と、地方住民との間に紛争といふものは今までよりも数倍輪をかけたような状態が惹起されると思われるのであります。これは甚だ国家といたしまして

ては、易きに付いて、地方に難きもの負わせたという結果になるのではな
いでしょうか。かような点から見まし
ても我が民主党は今回の所得税法の改
正については、地方税と関連いたしま
してもつと／＼軽減を図るべきである
ということを強く主張するのであります。
殊に今回の税制改革について我々
痛感されるのであります。地方に行
つて税金の取立の苛酷であるといふよ
うなことの問題が起きた時に、税務署
の当局者は何と言ふかといふと、これ
はあなた方国会議員が決めたのであ
る。我々は国會議員が決められたその
法律に従つて動いておるだけである。
こう言われるのがいつでも落ちであります。
今回の中税制改革について果して
然らば我々はこの改革によつて地方に
行つて同じような問題が起きた。今度
は我々は本当に税金を安くしたのだと
言ひ切るだけの自信は、これは私には
到底できません。こういう点から見ま
してもつとこの税制といふものにつ
いては、国民大衆といふものを中心に
し、もつと／＼減額されるのが至当で
なかつたかと思われるであります。
かような見解によりまして我が民主党
は今回の所得税法の一部改正案に対し
ては賛成することができないのであり
ます。

三点は青色申告は時期尚早である。第四点は公平適正な課税をしようとする積極的な熱意も対策もない。第五点は運用面の合理化に熱意がない。こういふ点であります。

先づ第一点であります。政府が類似に労働攻勢や又税金に対する国民の不満を緩和するために、いつでも宣言しておる唯一の切札は税金を軽減する、つまり減税であります。これは昨年の一月の総選挙以来民自党の公約であつたのであります。この税制案で見ますといふと、この前触れに比べましてどうも大したことはない。先程両委員からも御発言があつたのであります。主として高額所得者とか大企業業者、又は外国人、こういった者に対しては相当な減税をされるのであります。が、農民や漁民、労働者や中小企業業者の所得税は極く僅かの減税にしかならない。却つて大幅に増額されるところの地方税と睨み合して、不動産税、住民税、附加地価税など、こういった租税と睨み合して見ますと、いよいよ結果から見れば相当増税になる可能性がある。こう断定せざるを得ないのであります。

次に第二点であります。政府はシヤウプ勧告に基いてこれをやつたと書いております。これは先程から木村委員からも特に指摘があつたのであります。この政府の案は勧告案を公平に守つてはいない。大口所得者とか資本家に都合のいい面は成る程木村委員の言われた通り厳格に実行しておりきります。ところが都合の悪い面は、修正案を除しておる点が多々あるのです。シヤウプ勧告で指摘されておりました通り、常に本質上の勧告書は抜き書き

の研究報告のようなものである、従つて詳細な点が採用されなければ何にもならない、大して効果はない。こういうことを特に注意しております。そこで脱税に對して特に細かく指摘しておりますところの無記名定期預金や、更に我々が長い間叫んで来たところの銀行調査の問題等に対しましては、依然として何らの対策も講ぜられていないのであります。

次に税率と控除の問題であります。が、税率は非常に高い、そうしてそのために帳簿も正直に記帳することができない。つまり高度の脱税者がいた、この高い税率と高度の脱税が現在の税制の不合理をなして、いたのであります。この不合理を断ち切るために税率の引下げ、更に基礎控除を上げよう、上げなくちやならない、こう考えた政府の狙いは、確かに正しいのであります。が、出て来たものは余りにもそれが無力であるのであります。税率は五十万円を超える者は百万円以上でも二百万円以上でも、五百万円以上でも全部同率になつておるのでありますが、こに大きな不公平があるのであります。これを是正するためには富裕税を創設したというのであります。が、この理由は極めて微弱であるのであります。従いまして恩典は高額所得者に非常に厚い。低額所得者には非常に薄い、といふことがでできるのであります。

次に基盤控除の問題であります。が、これは戦争前は免税所得が千二百円だつたわけであります。これを今日の価値に換算いたしますと二十一万六千円となります。池田藏相の言によつても大体十万円以上になります。尙各國の免税点を我が国の貨幣価値に換算す

いたしますと、大体アメリカが八十六万円、イギリスが四十三万円、西ドイツでさえも二十二万円、こういう合意になつておるのでありますて、今回の改正案の二万五千円は余りにも苛酷である、こう指摘せざるを得ないのであります。

意見があつたのであります。この実施が時期尚早である。その理由は税法上から見ましても、又納税者の立場から見ましても、税務官庁の現在の実情から見ましても、どの点から見ましても日本の実情に即していない。先ず理由の第一点は、記帳方法が余りにも複雑難解で、納税者は到底これを消化することはできません。第二点は、税務官庁でさえもこれを消化し切れない。現に去年の十二月頃、つまり青色申告を指導し奨励していた頃には、一税務署にこれを本当に分つてゐる人は、この係をやつてゐる一人の人しかいなかつた。こういうことを聞かされております。納税者の理解が行くよう具体的に記載方法、記載例、その範囲等を明確に指示して悉切に指導できる能力。余裕を現在の税務機構は持っていないのであります。次に第三点は、このために職場を混亂に陥れる危険が十二分にあるのであります。本年度におきまして政府は、納税者の大体三割を目標として実地調査をやろうと、こういうことの計画を立てて極力努めたのであります。その結果は東京、大阪のような大都市におきましては一割程度、地方の署の成績の良好な所で一割五分程度に過ぎないのであります。従いましてこのことは現在の税務官庁の実地調査をなし得る能力の

限界を示しているわけであります。三割以上の実地調査は現在の機構では絶対にできない。こういうことを立証しているわけであります。従いましてこの結果、若し個人所得におきまして二、三割以上青色申告をし、そうして正直に記帳する者がいたら、もはや税務署がこれを消化し切れない。それで個人所得においてさえも過年度分の未決定分が残らなくちゃならない、こういうことになります。尙現在において結論的に言いますれば、現在税務署では青色申告をしたらしいのだ、帳簿をつけたらしいのだと言つておるものの、こういつた実情から申しますれば、成るべく青色申告を出す者がいな金問題でいろいろの問題が起きております。そうしてその問題の狙いとするところは、大体実額調査をやつていなさい。実額調査もやらずにおいて、実情に沿わない決定をやつておるのだ。それで更正決定の通知も一括返上、更に異議申立てに対する調査が済むまでは納整理とか差押競売は止める。こういったような運動が起きておるわけであります。このことについては常に大臣は再々そういつた実情に沿わない課税はやらないのだ。いわゆる日曜課税はやらないのだということを宣伝して、依然として今言つたように實質的には目標課当なるものの圧力に苦し

められておる。納税者も苦しめられるし、税務職員も苦しめられる。こういったことが現在起つておこる事実によつて見られるわけであります。これに対し何ら積極的な対策など講ぜられていない。

「委員長退席、理事九鬼紋十郎君

委員長席に着く」

次に第五点、最後であります。第五点は運用面の合理化に熱意がない、こういうことが言い得るのであります。運用面を合理化することは再々申し強調しておるのであります。現在税務官庁が手不足でありますからもと税務職員を増員すること、更に素質向上すること、更に待遇の改善、譲手当、福利厚生施設の改善等一切を含んだ徴稅費を大幅に増額することが急務中の急務であります。このことは徴稅費が申上げるまでもなくシャウプ勧告にもはつきり出ております。決して税務職員の待遇の改善とか、或いは徴稅費を減らすことを、予算がないからどうしたことによつて、そういつた理由つて妨害すべきことではない。こういつたことをシャウプ勧告もはつきりと示しておるのであります。ところがなかなかそういう方面に何ら対策を講ぜずに、かべこべに徴稅費の全額は前年度に比較いたしまして九億八千万円の減額になつておるのであります。このことは明らかに現在の実情を無視したものであります。そして運用面の合理化に対する何らの熱意を持つていないのであります。シャウプ勧告に反しておると、何う断定せざるを得ないのであります。以上の五点から私は本案に反対するものであります。

○板野勝次君 私は共産党を代表してこの改正案に反対するものであります。細かい面につきましては今まで反対論者によりまして指摘されたと申します。

〔理事九鬼紋十郎君退席、委員長着席〕

勿論共産党は大衆課税の撤廃を多大に主張して参りました。大衆課税をかねてないのならば青色申告の問題も、或はいろいろな厄介な復雑な規定を設ける必要もないでありますて、戦前の状態に比較して見ましても誠に苛酷なものとなつて来ておる。その上この税法の改正は、すべての反対論者が地方税その他他の問題と結けて考えなければ、このからくりが分らないと異口同音に申しております通り、この改正は全く改悪でありますて、地方税と更に富裕な人税、資産再評価の問題、更に外資導入の問題、又現在の国内の経済の状態、いろいろな問題と結けて来て、而今度の税制改革全体を通して見られますが、誠に巧妙にして日本の勤労大衆が丸裸にされて行く巧妙なからくりを持つておる。これは恰かも徳川時代におけるあのよき農民その他者の露骨な收奪政策ではなくして、巧妙なからくりの中に或る場合には極めて巧妙な民主主義的な装いを持ちながら、勤労大衆全体が丸裸にされて行く点は全くの改悪でありますて、今度のいわゆる税制改革というものを通じて、まじめな資本家の人们も反対でありますといふ点は、日本の民族的な資本家さえもが参つて行かなければならぬ。これ程に巧妙にして精巧な、蜘蛛の巣のような張り廻らし方で、日本国民全体が税を收奪されて行つて、内

の独占資本に淘汰されて行く、ここに
私達は反対しなければならない大きな
問題が潜んでおる。この巧妙なからく
りの中に我々の知ることができること
は、二十五年度の予算を通して予算と
結付いて来ておると思うのであります
。これはこの税制改革の問題と外資
導入の問題を通じて我々の知らなければ
ならぬものは、外国人に対しまして
課税の特別措置の法案が用意されて
行き、或いは外資導入の徵稅法案が用
意されて行つておる。そうしてこのか
らくりの中でいわゆる税制改革という
ものを見るときに、国全体が植民地化
されて行き、従属化されて行かなければ
ならぬ。而も外国人の日本における
財産の取得も完全に自由にする状態
に持つて行き、そして国内におきま
して一定の外国人の事業活動といふも
のは自由になつて来る。そして外資
導入によつて得たところの利益も投資
額の承認といふものは外貨予算によつ
て保障されて行く。こういうふうに巧
みに現内閣は外国の資本の力といふも
のを国内において自由に振わせるよう
にしておる。而も外貨予算につきまし
ては国会におきましても審議権がな
い、こういうふうにされて行く。又この
外國為替及び外國貿易管理法によるこ
の外貨予算の問題を通して、ます
ます日本に対する外資本の圧力が加
わつて来る。そうした中で今度の予算
におきましても債務償還といふものが
重要な比重になつて行き、更にこれか
らは外債の償還というものが中心にな
つて行われて行く。そうして外資の利
益金、或いは損失を補償するために飢

餓輸出をやつて行がなければならぬ。而もその餓餓輸出というものは戦略物資の輸送に充てられて行く。こういう状態の中でそれでは果して民間外資が入つて来るかと言えば、決してなかなか入つて来ていない。すでに導入されましたが外資は石油生産の一、二の例を除きましては大部分が技術の導入となつて来ておる。例えば青写真の特許権を入れて來るとか、或いはその他いろいろな技術導入をめぐつて特許権も入つて来る。而もその代価として市場の株式を握つて行つて、そうしてむしろ日本から資金を吸上げて行く、こういう形で入つて來るのであります。この形が今後よく一層強化されて参りますが、これが外資導入の主派となり、これが外資導入の主派となりながら外貨予算の操作を通じまして国内から資金を吸上げて行く、むしろ国内から資金が吸上げられて行くといふ外貨導入が行われて行く。こういう中で外国人の所得税が軽減されて行く。それで日本の勤労大衆を初め我が国のまじめな資本家が参つてしまわなければならないという方向に導いて行く。これでは日本の国を守つて行くということもできないのであります。全体といたしましてはどうしてもここでいわゆる税制改革と言われておるもの全体の体系を鍛え直して、そうして日本が真に独立した税制体系の中に日本の独立が守り得るような体系を作り上げないならば、日本の将来は誠に思いやられるのであります。殊に現在外国人の所得と日本人の所得を比較して見ましても大きな差があるのであります。例えば日本におきますところのこのカルテックス石油会社の從

業員の中でも、約二百名の従業員の中の二十名は外国人であります。これに對します給與の総額というものが約八百万円乃至一千万円、平均一人が四十万円乃至五十万円であります。そうしますと、これをドルに換算いたしますと、約一千一百乃至一千三百五十ドルになりますと言われておるのであります。日本人に対するところの給與の総額といふものは約二百万円、一人が平均月一万一千円程度のものであります。又、シェール石油会社の全従業員は約八百二十名であります。中二十名が外国人であります。これの給與は最高月九十四万円、最低三十五万円で、平均約三十万円と言われておりますのに、八百名の日本人の給與の平均は月額一万二千円であります。これを外国における状態と、外国から來ている日本人における外國人の收入の状態とを比較いたしてみますと、一九四九年の七月、アメリカの工場労働者の平均の所得というものは、五十三ドル六十六セントでありますから、月に換算いたしまして約二百十五ドルとなるのであります。ですが、これに比較しますと、カルテックスの一千一百乃至一千三百五十ドルの給與といふものは、実に日本においては、三十万円の差を以て五十万円まで飛んでおります。こうしたことからいたしまして、先ずこうした措置が不当であると私は考へまして、別に五万円、八万円、十二万円、二十万円、三十万円という工合に、二十万円を超えると十萬円差によって計算をいたして見ました。ところに、一応この計算をいたすにつきましては、最高五五%ということに抑えておりますが、日本将来はどうなつて来るかは、日本の将来はどうなつて来るかは、日本国民の生活はます／＼困難になつて来ておるときに、極端な低減といふことになるのであります。そこまでいふことになりますと、税体系全体を通して日本が独立し得るような態勢を作り上げて行

く。ところが遺憾ながら今度のいわゆる税制改革の中には、みずから日本の自主権を放棄し、独立を失う税体系となつて來ておりますので、この意味におきまして、共産党はこの一環でありますところの本案に対しまして反対するものであります。

○天田勝正君 日本社会党は本案に反対いたします。基本的な考え方につきましては、先程木村委員並びに油井委員が申されましたから、私はこの大きな基本的な問題につきましては省略したいと存じます。要するに、地方税と国税とを総合的に考えました場合、今回の改正案は何ら軽減にならないと云ふことが、その大前提でござります。そこで、ここに具体的な問題を五つ挙げて、反対の意見を明らかにいたしたいと存じます。

先ず所得税につきましては、その税率が少額所得者の場合は、五万円、八

万円、十万円、十二万円という工合に、極めて小刻みに刻んであります。が、二十二万円を越えますと、実際に三十万円の差を以て五十万円まで飛んでおります。こうしたことからいたしまして、先ずこうした措置が不当であると私は考へまして、別に五万円、八万円、十二万円、二十万円、三十万円という工合に、二十万円を超えると十萬円差によって計算をいたして見ました。ところに、一応この計算をいたすにつきましては、最高五五%ということに抑えておりますが、日本将来はどうなつて来るかは、日本国民の生活はます／＼困難になつて来ておるときに、極端な低減といふことになるのであります。そこまでいふことになりますと、税体系全体を通して日本が独立し得るような態勢を作り上げて行

れば、百五十億円を十分埋め得るといふことになるであります。従いましてここに出ました計算は、少額所得者に課税するといふことは、この点は、曾てはこの退職所得の半額に対して課税をするといふのでありました。今回は一五%を控除して課税する。このようにこの面では増徴される。長年勤労いたしました僅かの退職所得を得た場合に、すでに所得の半額に対して課税をするといふのであります。私は農民運動を實際にやつております。私共は農民運動に対する記帳をたま／＼指導するのであります。が、この單なる家計簿の記帳すら今まで、さて実際には、それを行えないのが農民は行えないという状況であります。そこで、青色申告をすることに由つている／＼な庇護が行われておるが、今度の改正ではありますけれども、さて実際には、それを行えないのが国民の四割を占めるところの農民であるという状況。こうしたことを考へまするならば、この極めてむづかしい、而も嚴格な申告制度によつて、救われる者はむしろ先に川上委員が指摘いたしましたように、脱税をするところにされた。この法的と認めた場合と申しましても、実際的には常に税務当局側を合理的と見るのが日本の例でありますから、結局これは一方的だ。恰かも罰則に等しいものであります。第四点は、これらの税体系を通じまして、国民の方の側には幾多の罰則が設けられておるのですが、不当な課税を行なつた官の側には何らの罰則を加えておらないという点であります。かようにいたしまして、現在の民主的な法律と銘打つつも、実際的には今までの旧憲法時代における法律と何ら異なるところのない税法による負担をするという結果になるのであります。かようなことによりまして、成る程給與所得者等は、計算上におきましては、一應軽減されるというがごとく見えますけれども、高額所得者の優遇から見ますれば、誠に微々たるものであります。結局これは少額所得者の不利、高額所得者の優遇、こういう結果に陥つて行くという点であります。

第二点は、退職所得の不合理でございますが、この点は、曾てはこの退職所得の半額に対して課税をするといふのであります。今回は一五%を控除して課税する。このようにこの面では増徴される。長年勤労いたしました僅かの退職所得を得た場合に、すでに所得の半額に対して課税をするといふのであります。私共は農民運動を實際にやつております。私共は農民運動に対する記帳をたま／＼指導するのであります。が、この單なる家計簿の記帳すら今まで、さて実際には、それを行えないのが農民は行えないという状況であります。そこで、青色申告をすることに由つている／＼な庇護が行われておるが、今度の改正ではありますけれども、さて実際には、それを行えないのが国民の四割を占めるところの農民であるという状況。こうしたことを考へまするならば、この極めてむづかしい、而も厳格な申告制度によつて、救われる者はむしろ先に川上委員が指摘いたしましたように、脱税をするところにされた。この法的と認めた場合と申しましても、実際的には常に税務当局側を合理的と見るのが日本の例でありますから、結局これは一方的だ。恰かも罰則に等しいものであります。第四点は、これらの税体系を通じまして、国民の方の側には幾多の罰則が設けられておるのですが、不当な課税を行なつた官の側には何らの罰則を加えておらないという点であります。かようにいたしまして、現在の民主的な法律と銘打つつも、実際的には今までの旧憲法時代における法律と何ら異なるところのない税法による負担をするという結果になるのであります。かのようなことによりまして、成る程給與所得者等は、計算上におきましては、一應軽減されるというがごとく見えますけれども、高額所得者の優遇から見ますれば、誠に微々たるものであります。結局これは少額所得者の不利、高額所得者の優遇、こういう結果に陥つて行くという点であります。

最後に、青色申告の問題につきましては、幾多の委員から申述べられましたが、私は現在の農民の知識程度、民度からいたしますならば、結果におきましては、この青色申告によつて庇護される点が、全農民がその庇護から除外されるという結果になるということがあります。私は農民運動を實際にやつております。私共は農民運動に対する記帳をたま／＼指導するのであります。が、この單なる家計簿の記帳すら今まで、さて実際には、それを行えないのが農民は行えないという状況であります。そこで、青色申告をすることに由つている／＼な庇護が行われておるが、今度の改正ではありますけれども、さて実際には、それを行えないのが国民の四割を占めるところの農民であるという状況。こうしたことを考へまするならば、この極めてむづかしい、而も厳格な申告制度によつて、救われる者はむしろ先に川上委員が指摘いたしましたように、脱税をするところにされた。この法的と認めた場合と申しましても、実際的には常に税務当局側を合理的と見るのが日本の例でありますから、結局これは一方的だ。恰かも罰則に等しいものであります。第四点は、これらの税体系を通じまして、国民の方の側には幾多の罰則が設けられておるのですが、不当な課税を行なつた官の側には何らの罰則を加えておらないという点であります。かのようにいたしまして、現在の民主的な法律と銘打つつも、実際的には今までの旧憲法時代における法律と何ら異なるところのない税法による負担をするという結果になるのであります。かのようなことによりまして、成る程給與所得者等は、計算上におきましては、一應軽減されるというがごとく見えますけれども、高額所得者の優遇から見ますれば、誠に微々たるものであります。結局これは少額所得者の不利、高額所得者の優遇、こういう結果に陥つて行くという点であります。

傾聽に値しいすべき反対討論が出たのであります。私は綠風会を代表いたしましたが、本改正法案に賛成するものであります。本改正法案は、申上げるまでもなく今向の税制改革の一つの根幹をなす、極めて重要性を持つものであります。成る程国民的な見地から申しますならば、本改正法案にはまだ幾多不満の点があるのであります。併しながら從来の所得税法に比べれば、例えば基礎控除、或いは扶養控除その他相当国民の負担軽減という点に改善された点がありますし、又徴税方法等につきましても、合理化の相当見るべき点があるのであります。私共は今後財政事情の改善と相まって國民の税負担の軽減に向つて一層努力せられることを期待して本法案に賛成するものであります。ただ一、二の希望意見を申しますならば、先程皆さんから御意見が出ておりましたように、例えば青色申告と今回の税法には相当一般の納税大衆にとつては、複雑難解な節等がありますので、これらにつきましては十分國民に周知徹底せしめるような適宜な措置が講ぜられるることは勿論であります。更に又從来ある税務行政の欠陥乃至は第一線の非常な苛酷な税金の取立て等から、苛斬誅求といったよくな國民怨嗟の声が出ておることも事実であり、又そのために幾多のいろいろの紛争摩擦が生じておるものも現実の事実である。更に又税金苦から自殺者がおるといつたような深刻な社会問題も惹起しておるような状況であります。今後経済事情が悪化するととも好転の見通しのないような現状におきましては、我々はこういつた事態の起ることを一層憂慮するもので

あります。従いまして政府におかれましては、税務機関乃至は徵稅事務等につきましては、特段の改善刷新を加えられまして、税の適正合理化を図ることは無論のこと。特に税務官吏の心構におきましても十分国民の血の通つた、條陳を盡した一つ徵稅の運営するようには、政府としては特段の指導が必要を存ずる所以であります。国民が適正な税金について気持よく納稅義務を果すように、政府としても今後一層の努力をされることを要望いたしまして賛成するものであります。

○委員長(木内四郎君) 別に御意見もなければ討論は終局したものと見て、直ちに採決に入ることに御異議ございませんか。

○委員長(木内四郎君) 御異議がないようでありますから、所得税法の一部を改正する法律案を探決いたします。本法律案を原案通り可決することに賛成の諸君の御挙手を願います。

〔挙手者多数〕

○委員長(木内四郎君) 多数と認めます。よつて所得税法の一部を改正する法律案は可決せられました。

尙委員長の提出する報告書及びこれに対する御署名及び本会議における委員長の口頭報告は、恒例によつて処理されることに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(木内四郎君) では御署名願います。

○委員長(木内四郎君) では御署名願います。

○委員長(木内四郎君) 次に所得税法等の改正に伴う関係法令の整理に関する法律案を議題にして、審議を進めるに慎重審議を重ねまして、質疑も十分認めます。本法案につきましてはすでに慎重審議を重ねまして、質疑も十分に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(木内四郎君) 御異議ないと認めます。本法案につきましてはすでに慎重審議を重ねまして、質疑も十分に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(木内四郎君) 御異議ないと認めます。賛否を明からにして御意見をお述べ願いたいと思います。……別に御発言もなければ所得税法等の改正に伴う関係法令の整理に関する法律案を直ちに採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(木内四郎君) 御異議ないと認めます。所得税法等の改正に伴う関係法令の整理に関する法律案を原案通り可決することに賛成の諸君の御拳手を願います。

〔挙手者多数〕

○委員長(木内四郎君) 多数と認めます。よつて所得税法等の改正に伴う関係法令の整理に関する法律案は可決せられました。

報告書及びこれに対する署名、委員長の本会議における口頭報告については、昨日御了解を得ましたように恒例によつて処理することにいたしたいと思います。それでは御署名願います。

多数意見者署名

大隅 憲二	九鬼紋十郎
玉屋 嘉章	西川甚五郎
平沼彌太郎	櫻内 辰郎
油井賢太郎	小宮山常吉
高橋龍太郎	高瀬莊太郎
藤井 内午	徳川 宗敬

○委員長(木内四郎君) 次に国税犯則取締法の一部を改正する法律案を議題にして審議を進めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(木内四郎君) 御異議ないゝと認めます。よつて国税犯則取締法の一部を改正する法律案を議題としたします。本法案についてはすでに慎重に御審議を願つたのでありますからして、質疑は終了したものと見て直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(木内四郎君) 御異議ないゝと認めます。贅否を明らかにして御意見をお述べ願いたいと思います。……即ち御意見もなければ討論は終局したるものと認めて、直ちに本案を採決することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(木内四郎君) 御異議ないゝと認めます。それでは国税犯則取締法の一部を改正する法律案は多数を以て可決すべきものと決定いたしました。では例によつて御署名願います。
〔挙手者多数〕
○委員長(木内四郎君) 多数と認めます。よつて国税犯則取締法の一部を改正する法律案は多数を以て可決すべきものと決定いたしました。では例によつて御署名願います。
多數意見署名
大隅 憲二 九鬼紋十郎
玉屋 嘉章 西川甚五郎
平沼彌太郎 横内 辰郎
油井賢太郎 小宮山常吉
高橋龍太郎 高瀬莊太郎
藤井 丙午 德川 宗敬
○委員長(木内四郎君) 次に国税の滞金等の特例に関する法律案を議題として審議を進めることに御異議ありませんか。

せんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(木内四郎君) 御異議ないようありますから、国税の延滞金等の特例に関する法律案を議題といたしました。

本法律案につきましては数回に亘り慎重なる御審議が重ねられたのであります。この際質疑は終局したものと認め、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(木内四郎君) 御異議ないものと認めます。よつて本法律案の討論に入ります。御意見のある方は、贅否を明らかにしてお述べを願いたいと思います。別に御発言もなければ、討論は終局したものと認め、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(木内四郎君) 御異議ないものと認めます。よつて国税の延滞金等の特例に関する法律案の採決をいたします。本法律案を原案通り可決することに賛成の諸君の御拳手を願います。

○委員長(木内四郎君) 多数と認めます。よつて国税の延滞金等の特例に関する法律案は多数を以て可決すべきものと決定いたしました。では御署名願います。

多數意見者署名

波多野 鼎 大隅 憲二
九鬼紋十郎 玉屋 喜章
西川甚五郎 平沼彌太郎
櫻内 長郎 油井賢太郎
小宮山常吉 高橋龍太郎
高瀬莊太郎 藤井 丙午
徳川 宗敬

○委員長(木内四郎君) 次に災害被

者に対する租税の减免、徵收猶予等に

関する法律の一部を改正する法律案を

議題として審議を進めるごとに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(木内四郎君) 御異議ないものと認めます。よつて災害被害者に対する租税の减免、徵收猶予等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本法律案につきましては数回に亘り慎重なる御審議が重ねられたのであります。この際質疑は終局したものと認め、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(木内四郎君) 御異議ないものと認めます。よつて本法律案の討論に入ります。御意見のある方は、贅否を明らかにしてお述べを願いたいと思います。別に御発言もなければ、討論は終局したものと認めます。よつて討論に入ります。御意見のある方は贅否を明らかにしてお述べを願いたいと思います。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(木内四郎君) 御異議ないものと認めます。よつて討論に入ります。御意見のある方は贅否を明らかにしてお述べを願いたいと思います。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(木内四郎君) 御異議ないものと認めます。よつて討論に入ります。御意見のある方は贅否を明らかにしてお述べを願いたいと思います。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(木内四郎君) 御異議ないものと認めます。よつて討論に入ります。御意見のある方は贅否を明らかにしてお述べを願いたいと思います。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(木内四郎君) 御異議ないものと認めます。よつて討論に入ります。御意見のある方は贅否を明らかにしてお述べを願いたいと思います。

多數意見者署名

波多野 鼎 大隅 憲二

九鬼紋十郎 天田 勝正

玉屋 嘉章 西川甚五郎

平沼彌太郎 油井賢太郎

小宮山常吉 高瀬莊太郎

藤井 丙午 德川 宗敬

通り、訴訟責任が一方的に納税者ばかりにあるという結果を招く。第三は、官吏に対する一種の不当措置に対しても何らの規定を設けておらないという

以上三点で反対いたします。

○委員長(木内四郎君) 外に意見がなければ討論は終局したものと認めて、直ちに本案を採決することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(木内四郎君) 御異議ないものと認めます。國稅徵收法の一部を改訂する法律案を原案通り可決することに賛成の諸君の御拳手を願います。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(木内四郎君) 多数と認めます。よつて國稅徵收法の一部を改正する法律案は多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。では御署名願います。

〔挙手者多数〕

○委員長(木内四郎君) 速記を始め

て。御質疑ありませんか。別に御質疑がなければ質疑は終局したものと認め

て直ちに討論に入ることに御異議あり下さい。

〔速記中止〕

○委員長(木内四郎君) 速記を始め

て。御質疑ありませんか。別に御質疑

がなければ質疑は終局したものと認め

て直ちに討論に入ることに御異議あり下さい。

〔速記中止〕

なつた関係、それから今度の法律案との関係、そういう点について一応御説明を願いたいのです。

○政府委員(宮幡靖君) 只今波多野委員の御発言は御尤もと思います。政府の側としての説明の足らないところが

あつたと存じますので、この際補足して頂きます。前国会に提案いたしました輸出信用保険法案なるものは、実

は関係筋の御審議によりまして、政府の希望いたしますところの案ではなくたのであります。政府が関係筋としてお話しを始めるに当たりまして、特別会計の編成をいたしまして、政府原案そ

のままの特別会計を作つておつたのであります。ところが当時の情勢におきまして、未だ輸出契約後の保険には行過ぎがある。いわゆるビルに対する保険程度でどうだというような御意向あります。ところがこれが実に不完全なるところの法案が、実は

特別会計を設置いたします。その法律とは趣旨の違った法律案が、衆議院にて提出されたのであります。ところが衆議院におきましてはこれが御不満であります。少くとも特別会計に一致いたします政府の構想におけるところの法案の熟するまで、これは審議を取り止むべきだろう、かような御意見で反対意見も激しく出して、それらを関係方面へ提出いたしまして御了解を得ました結果、幸い政府の考え方たような、即ち特別会計を作りました

当時の政府原案に一致する法案を今回提出することができたわけであります。それで今回御審議を煩わすような次第になつたのであります。そういう

うような意味から申しましても、妙な言い方になりますが、前国会に提案いたしました、即ち衆議院に出ており

いたしました。なつた関係、それから今度の法律案との関係、それからあの法律案が流産に

ますところの法律案それ自体から申しますと、却つて特別会計の設置法案の方が合つておらなかつた。今度漸く直つて出て来たものが、たま／＼これに一致するというような状況になつたことを特に御了解を頂きたいと思うのであります。

○波多野鼎君 この特別会計のあれを見ますと、一般会計からの繰入、その他借入金、そういうような問題がありますが、これは今年度のこの特別会計の運用資金と言いますか、歳入と言いますか、これは総計どのくらいのお見込ですか。

○政府委員(宮幡靖君) 資金として繰入れますのは五億でございます。二十四年度の補正予算においても五億でありますと、それから二十五年度も又五億を見積つてあるわけでありまして、この特別会計はその性格上やはり独立採算でありますし、再保険料の徴収によりまして事務費等は全部負担いたします。保険金給付に対しまして資金繰りのために、資金を置いてあるわけでありまして、全部十億円の運用をいたして参る、かのような状況になつております。

○波多野鼎君 そこで問題が一つあるのは、二十四年度の補正予算で五億といふものが可決されたわけでございまして、これが法律ができなかつたため使えなくなつてしまつて、今寝てゐる。二十四年度は今日一日ですね、ところがその二十四年度に可決されたところの五億をどう扱うかということ、前年度の剩余金を繰入れることができると、こうなつておるわけです

ね。二十四年度の補正予算で決めた五億を前年度の剩余金と見るかどうかと

いうことが、一つ問題ですね。どういふふにお考えですか。

○政府委員(宮幡靖君) いろ／＼御議論もございましようが、一応通商産業省当局としての考えは、本年度は時間的に申しますれば、今晚の十二時まで

さされました場合には、剩余金として二十一年度会計に繰入れができるとのと考へて。これを二十五年度の予備費に計上して取扱つたのであります。最初の構想におきましては、もう少し早い時期に案が成立し、或いは二十四年度には保険業務が行える、そうして政府の再保険義務が発生するといふ予定の下にやつたわけでありまして、たま／＼時間がズレて参りました。こういう切迫した時期になりましては、一応御意見のよくな点もあるう

て、こういたしたいと思うのであります。保険金給付に對しましては、五億を見積つてあるわけでありまして、この特別会計はその性格上やはり独立採算でありますし、再保険料の徴収によりまして事務費等は全部負担いたします。保険金給付に對しましては、五億を見積つてあるわけでありまして、全部十億円の運用をいたして参る、かのような状況になつております。

○政府委員(宮幡靖君) 資金として繰

入れますのは五億でございます。二十四年度の補正予算においても五億でありますと、それから二十五年度も又五億を見積つてあるわけでありまして、この特別会計はその性格上やはり

独立採算でありますし、再保険料の徴

収によりまして事務費等は全部負担いたします。保険金給付に對しましては、五億を見積つてあるわけでありまして、全部十億円の運用をいたして参る、かのような状況になつております。

○波多野鼎君 そこで問題が一つあるのは、二十四年度の補正予算で五億といふものが可決されたわけでございまして、これが法律ができなかつたため使えなくなつてしまつて、今寝てゐる。二十四年度は今日一日ですね、ところがその二十四年度に可決されたところの五億をどう扱うかといふことが、一つ問題だらうと思うのであります。この輸出信用保険法案を見てみると、前年度の剩余金を繰入れることができると、こうなつておるわけです

約自由の原則と申しますが、契約内交渉はいたしておりますが、契約の背景の中から出て来たわけ

出業者と保険会社との契約におきまして、細目の点は政令等で定むることをやめまして、約款の規定に譲つております。約款の必要な条件だけはその

当事者間の契約に任せたい、その事務的な交渉は勿論通産省としては保険会社とやつてゐるのであります。未だ

までのと考へて。これを二十五年度の予

一月か二月に成立いたしましたとして

も、実際の事務開始は今年度になるだ

ろう、かよう見通しの上で、残念な

がら二十四年の補正予算のお認めを願

いました五億は、二十五年度に繰越し

て、こうな形では出工来なかつただらうと思

いますから、そういうこれが出て来る

貿易の不振、キャンセルやクレーム等が出来なかつたならば、こういつたよ

うな形では出工来なかつただらうと思

うな形では出工来なかつただらうと思

うな形では出工来なかつただらうと思

うな形では出工来なかつただらうと思

うな形では出工来なかつただらうと思

うな形では出工来なかつただらうと思

うな形では出工来なかつただらうと思

ります。

○政府委員(宮幡靖君) 私の申上げます。最初の構想におきましては、もう

う早い時期に案が成立し、或いは二

十五年度会計に繰入れができるとの

期間がズレるだらう、若しこの法案が

一月か二月に成立いたしましたとして

も、実際の事務開始は今年度になるだ

ろう、かよう見通しの上で、残念な

がら二十四年の補正予算のお認めを願

いました五億は、二十五年度に繰越し

て、こうな形では出工来なかつただらうと思

うな形では出工来なかつただらうと思

うな形では出工来なかつただらうと思

うな形では出工来なかつただらうと思

うな形では出工来なかつただらうと思

うな形では出工来なかつただらうと思

うな形では出工来なかつただらうと思

うな形では出工来なかつただらうと思

ります。

○政府委員(宮幡靖君) 誠に失礼です

が、どういう背景という意味がちよつ

と分らないのですが、御質問

の……

○板野勝次君 申上げますと、そ

う貿易の不振、キャンセルやクレーム等が出来なかつたならば、こういつたよ

うな形では出工来なかつただらうと思

ます。

○政府委員(宮幡靖君) 誠に失礼です

が、どういう背景という意味がちよつ

と分らないのですが、御質問

の……

○板野勝次君 申上げますと、そ

う貿易の不振、キャンセルやクレーム等が出来なかつたならば、こういつたよ

うな形では出工来なかつただらうと思

ます。

○政府委員(宮幡靖君) 誠に失礼です

が、どういう背景という意味がちよつ

と分らないのですが、御質問

の……

○板野勝次君 申上げますと、そ

う貿易の不振、キャンセルやクレーム等が出来なかつたならば、こういつたよ

うな形では出工来なかつただらうと思

ます。

○政府委員(宮幡靖君) 誠に失礼です

が、どういう背景という意味がちよつ

と分らないのですが、御質問

の……

○板野勝次君 申上げますと、そ

う貿易の不振、キャンセルやクレーム等が出来なかつたならば、こういつたよ

うな形では出工来なかつただらうと思

ます。

○政府委員(宮幡靖君) 誠に失礼です

が、どういう背景という意味がちよつ

と分らないのですが、御質問

の……

○板野勝次君 申上げますと、そ

う貿易の不振、キャンセルやクレーム等が出来なかつたならば、こういつたよ

うな形では出工来なかつただらうと思

ます。

○政府委員(宮幡靖君) 誠に失礼です

が、どういう背景という意味がちよつ

と分らないのですが、御質問

の……

○板野勝次君 申上げますと、そ

う貿易の不振、キャンセルやクレーム等が出来なかつたならば、こういつたよ

うな形では出工来なかつただらうと思

ます。

○政府委員(宮幡靖君) 誠に失礼です

が、どういう背景という意味がちよつ

と分らないのですが、御質問

の……

○板野勝次君 申上げますと、そ

う貿易の不振、キャンセルやクレーム等が出来なかつたならば、こういつたよ

うな形では出工来なかつただらうと思

ます。

○政府委員(宮幡靖君) 誠に失礼です

が、どういう背景という意味がちよつ

と分らないのですが、御質問

の……

○板野勝次君 申上げますと、そ

う貿易の不振、キャンセルやクレーム等が出来なかつたならば、こういつたよ

うな形では出工来なかつただらうと思

ます。

○政府委員(宮幡靖君) 誠に失礼です

が、どういう背景という意味がちよつ

と分らないのですが、御質問

の……

○板野勝次君 申上げますと、そ

う貿易の不振、キャンセルやクレーム等が出来なかつたならば、こういつたよ

うな形では出工来なかつただらうと思

ます。

○政府委員(宮幡靖君) 誠に失

二十五年度に入つて参るということを

予定いたしまして、やはり総額五億五千万円程度を前年度剩余金受入れとい

たしまして計上いたしております。話題になりましたことを中心にしまし

て、計数を申上げますと、そういう次第であります。

○波多野鼎君 どうも前年度剩余金といふ字句に少しこだわるのですが、何

うか事業もやつてないのに剩余金とい

う概念は少し変な気がするが、い

ろいろな問題があつたらしいことを聞

くので、今後そういうことを前例に絶対しないということを政府の方で入れて置いて貰つて……。剩余金ではおかしいですよ、実際、予算委員会ではそれはどういうふうになつてているのですか。

○政府委員(東條猛猪君) この点につきましてはやはり予算委員会で勿論特別会計予算の一環として御審議を願つておるのであります。この特別会計法の規定とも相俟つまして、お説の通り誠に異例なことはありますけれども、この法律案が本日成立を見まして、二十四年度の補正予算の実行の面といつましてもは五億円が繰入られられるならば、前年度剩余金の受け入れということで、予算的にはよろしからうといることに大体御説明もし、御了承願つてゐると存じます。

○波多野鼎君 そうすると結局問題は、大蔵委員会にかかると來るわけだな。ちょっと速記を止めて下さい。

○委員長(木内四郎君) 速記を止めます。他に御質疑がなければ質疑は終局であります。他に御質疑がなければ質疑は終局であります。他に御質疑がなければ質疑は終局であります。

〔速記中止〕

○委員長(木内四郎君) 速記を始め

したものと見て直ちに討論に入ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(木内四郎君) 御異議ないものと認めます。賛否を明らかにして御意見をお述べ願いたいと思います。

別会計法案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願いたいと思います……別

に御発言もなければ討論は終局したものとして直ちに採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(木内四郎君) 御異議ないものと認めます。輸出信用保険特別会計案を原案通り可決することに賛成の諸君の御挙手を願います。

〔挙手者多数〕

○委員長(木内四郎君) 多数と認めます。よつて輸出信用保険特別会計案は多数を以て可決すべきものと決定いたしました。では御署名願います。

多数意見者署名

波多野 鼎 大隅 憲二
九鬼紋十郎 玉屋 嘉章
西川甚五郎 平沼彌太郎
油井賢太郎 藤井 丙午
徳川 宗敬

いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(木内四郎君) 御異議ないものと認めます。輸出信用保険特別会計案を原案通り可決することに賛成の諸君の御挙手を願います。

〔挙手者多数〕

○委員長(木内四郎君) 多数と認めます。よつて輸出信用保険特別会計案は多数を以て可決すべきものと決定いたしました。では御署名願います。

第三点いたしましては、法人税中に規定されておるところの積立金に対する二%の課税があるのりますが、今日日本の経済界において、法人の内容といふものが相当悪化しておる、而もインフレの経過上目的の利益に対し相当高額所得の課税をさせられまして、非常に法人の内容が悪くなつております。こういう点から見ても、積立金等の制度によりまして、今後法人の基礎を強化する必要があるのではないかと思われるのあります。

尙ほ今までに可決いたしました諸法案につきまして、委員長の報告及びこれに対する署名及び本会議における口頭報告は、御異議がなければ、恒例によつて処理いたしたいと思います。

〔挙手者多数〕

○委員長(木内四郎君) 多数と認めます。よつて相続税法案は多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

尙ほ最後にもう一点、協同組合に対する課税であります。これは反対すべき点であると思われるのあります。

成の諸君の御挙手を願います。

〔挙手者多数〕

○委員長(木内四郎君) 多数と認めます。よつて法人税法の一部を改正する法律案は多数を以て原案通り可決すべくものと決定いたしました。では御署名願います。

第四点いたしましては、御署名願います。

〔挙手者多数〕

○委員長(木内四郎君) それでは御署名願います。

〔挙手者多数〕

○委員長(木内四郎君) それでは御署名願います。

〔挙手者多数〕

○委員長(木内四郎君) 本日はこれにて散会いたします。

出席者は左の通り

委員長 木内 四郎君

ところの協同の精神ということに相当税法によつても支援すべき点があるのではないかと思われるのであります。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(木内四郎君) 御異議ないものと認めます。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを頂きたいと思います。……別に御発言もなければ、討論は終局したものと認めて直ちに採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(木内四郎君) 御異議ないものと認めます。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを頂きたいと思います。……別に御発言もなければ、討論は終局したものと認めて直ちに採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(木内四郎君) 次に相談税法案を議題として審議を進めるに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(木内四郎君) 御異議ないものと認めます。賛否を明らかにして御意見をお述べ願いたいと思います。

別会計法案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願いたいと思います……別

に御発言もなければ討論は終局したものとして直ちに採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(木内四郎君) 御異議ないものと認めます。輸出信用保険特別会計案を原案通り可決することに賛成の諸君の御挙手を願います。

〔挙手者多数〕

○委員長(木内四郎君) 多数と認めます。よつて輸出信用保険特別会計案は多数を以て可決すべきものと決定いたしました。では御署名願います。

多数意見者署名

波多野 鼎 大隅 憲二
九鬼紋十郎 玉屋 嘉章
西川甚五郎 平沼彌太郎
藤井 丙午
徳川 宗敬

〔挙手者多数〕

○委員長(木内四郎君) 多数と認めます。よつて法人税法の一部を改正する法律案は多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。では御署名願います。

〔挙手者多数〕

○委員長(木内四郎君) それでは御署名願います。

〔挙手者多数〕

〔挙手者多数〕

〔挙手者多数〕

〔挙手者多数〕

理事

委員

波多野 鼎君

月二十日) 一、国税の延滞金等の特例に関する法律案(予備審査のための付託は三月

一、災害被害者に対する租税の减免、
徵收猶予等に関する法律の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は三月二十二日）
十四日）

一、国税徵收法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は三月二

<p>政府委員</p> <p>大蔵政務次官 水田三喜男君 大蔵事務官 平田敬一郎君 (主税局長)</p> <p>(主計局次長) 東條 猛猪君 (通商産業政務次官) 宫幡 靖君</p> <p>通商産業事務官 (通商振興局長) 岡部 邦生君 主計局法規課 稲村 光一君</p> <p>説明員</p>	<p>三月三十日本委員会に左の事件を付託された</p> <p>一、輸出信用保険特別会計法案(予備審査のための付託は三月八日)</p> <p>二、国税犯則取締法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三</p>
--	---

三月三十日本委員会に左の事件を付託された

昭和二十五年四月二十六日印刷

昭和二十五年四月二十七日発行

參議院事務局

印刷者 印刷厅